

浜松市緑の基本計画

みどりによって持続的に発展するまち・浜松
みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ

推進プログラム

令和3年4月時点

目次 Contents

第1章 浜松市緑の基本計画の概要	1
1-1 計画の目指す姿	1
1-2 みどり政策編	2
1-3 みどり生活編	8
1-4 推進体制編	9
第2章 推進プログラムとは	10
2-1 推進プログラムの趣旨	10
2-2 推進プログラムの位置づけ	10
2-3 推進プログラムの期間及び運用	10
第3章 具体的な事業内容	11
事業一覧	11
基本目標1 浜松の環境ブランド力をみどりで高める！	14
施策方針(1) 森林の適切な管理により公益的機能の発揮を促す	14
施策方針(2) 多様なみどりを保全して生物多様性を確保する	16
施策方針(3) みどりによって都市環境を改善する	23
施策方針(4) 豊かさを実感する健全な水循環を形成する	26
施策方針(5) みどりにふれあえる場・機会を創出する	29
基本目標2 地域とのつながりや豊かな心のみどりで育む！	33
施策方針(1) 多様な利用ができる身近なみどりを確保する	33
施策方針(2) 浜松固有のみどりを未来へ伝える	40
施策方針(3) 多様な市民のみどり生活を後押しする	47
基本目標3 安全・安心な暮らしのみどりで支える！	52
施策方針(1) 災害発生の恐れのある地域にみどりを適切に配置する	52
施策方針(2) 避難路や避難地における防災機能を向上する	57
基本目標4 経済の持続可能な発展のみどりが牽引する！	58
施策方針(1) コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市を形成する	58
施策方針(2) 浜松の農業・林業を振興する	59
施策方針(3) みどりを活かして観光交流を促進する	63
施策方針(4) みどりによって都心に賑わいを生み出す	67
施策方針(5) みどりによって都市ブランド力、愛着心を向上する	72

第1章 浜松市緑の基本計画の概要

1-1 計画の目指す姿

- 本市は、平成17年の市町村合併により、旧浜松市を中心とした都市部や天竜の森林などの多彩な地域を内包する新しい都市としてスタートしました。平成22年3月には、計画の目標を『みどり生活を愉しむまち・浜松』とする「浜松市緑の基本計画2010-2020」（以下、「前計画」という。）を策定し、みどりを介した様々な市民活動やみどりとともにある暮らし方（みどり生活）を愉しむことで真に豊かな暮らしを実現すること、合併によってもたらされた多様な自然環境や特性を活かしながら、みどりが持つ多様な機能によって本市が抱える課題の解決に貢献することを目指してきました。
- 「浜松市緑の基本計画2021-2030」（以下、「現行計画」という。）では、前計画で目指してきた「みどり生活を愉しむ」、「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」という2つの考え方を踏襲し、『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ』を目指す姿とします。

みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ

- 目指す姿の実現にあたっては、2つのアプローチがあります。1つは、市民一人ひとり、あるいは、個々の事業者が、みどりとのかきあいをライフスタイルや事業活動にまで高めることで「みどり生活を愉しむ」（プライベートアプローチ）ということです。もう1つは、みどりが有する多様な役割・機能を最大限引き出し、発揮させることによって「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」（パブリックアプローチ）ということです。
- ただし、これら2つのアプローチはそれぞれ異なるアプローチではありません。例えば、「みどり生活を愉しむ」ことが周りにも広がり、一緒に愉しむ仲間ができたり、新しい愉しみ方が生まれたりすることで、地域やまちに活力が生まれ、「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」ことにつながることもあります。また、「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」ためにみどりに関するイベントを開催したところ、イベントの企画や運営、みどりによる会場の賑わいづくりやその維持管理自体を、「みどり生活を愉しむ」こととする市民や事業者がでてくることもあります。
- 現行計画は、「みどり政策編」「みどり生活編」「推進体制編」の3編で構成しています。行政職員だけでなく、市民の皆さんにも現行計画を読んでいただき、プライベート／パブリックの両アプローチによって、『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ』の実現を目指していきます。

計画書の構成

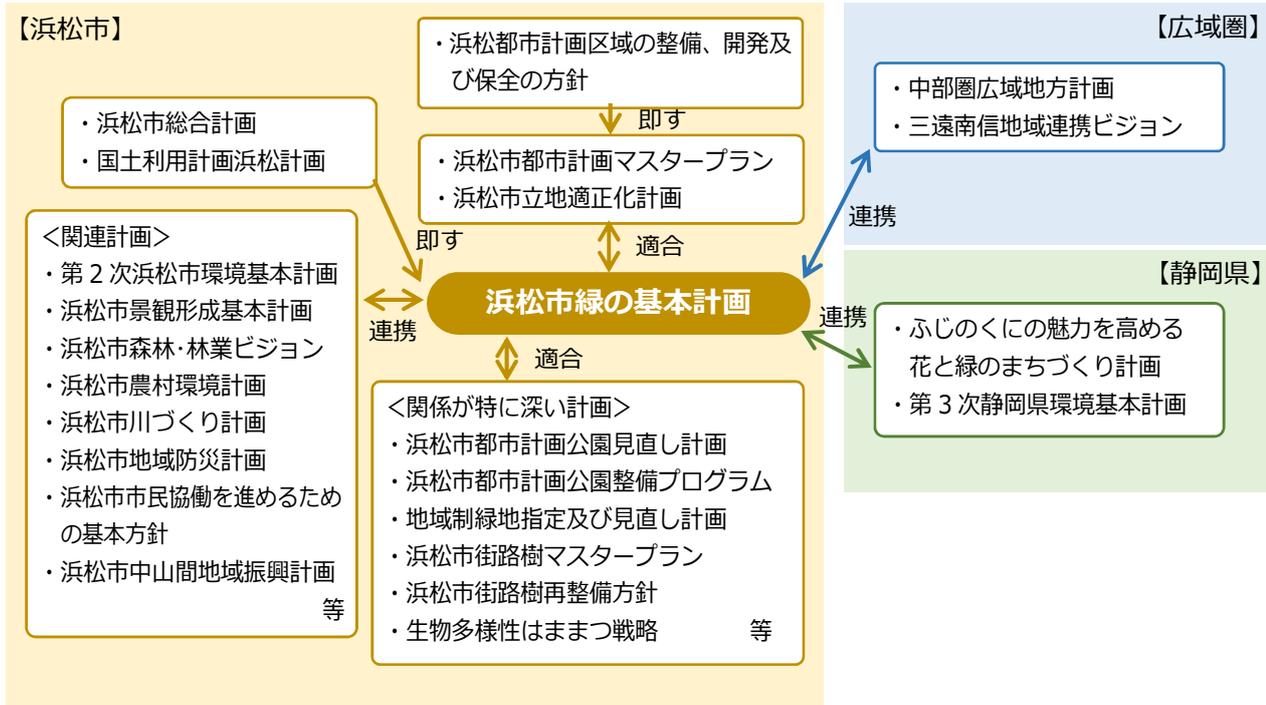
- 「みどり政策編」は、現行計画のポイントの1つである「みどりによってまちづくりの課題を解決する」について、まちづくりの課題解決に向けてみどりどう向き合っていくのかを示しています。
- 「みどり生活編」は、現行計画のもう1つのポイントである「みどり生活を愉しむ」とはどういうことか、どのような愉しみ方があるのかを紹介しています。
- 「推進体制編」は、現行計画を着実かつ強力的に推進するための体制や進行管理の考え方について示しています。

1-2 みどり政策編

(1) 基本的事項

計画の位置づけ

- 現行計画は、都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に位置づけられます。
- 本市の最上位計画であり、本市の目指す未来の姿を定めた「浜松市総合計画」の個別計画です。また、「浜松市都市計画マスタープラン」を上位計画として、整合を図っています。



計画の対象地域

- 計画の対象地域は、全市域とします。
- 緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて、主に都市計画区域を対象として策定する計画です。しかしながら、本市においては天竜の森林や市域を縦断する天竜川などの都市計画区域外のみどりも欠かすことのできない重要なみどりであることから、計画の対象地域を全市域とします。

計画の期間

- 計画は、令和2年度に公表し、令和3年度からスタートします。目標年度は、25年後の令和27年度を見据えながら、10年後の令和12年度とします。
- 5年後の令和7年度には、社会・経済状況の変化やみどりの現状、市民の意向等を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを図ります。

(2) みどりの多様な役割・機能

○人口減少・少子化と高齢化の進行、自然災害リスクの高まり、地球環境問題や国際競争の激化、さらにはひっ迫する財政状況など、これまでに経験したことのない社会に移行しつつある中、都市の持続可能性を高めていくためには、SDGsの考え方にもあるように、環境面、社会面、経済面の統合的向上が必要不可欠です。これを踏まえ、みどりに期待される役割とみどりの機能を以下のとおり整理しました。

	みどりに期待される役割	みどりの価値	みどりの機能	
環境面	環境共生社会の実現	存在	CO ₂ の吸収	A
			生物多様性の確保	B
			水質浄化・地下水涵養・河川水確保	C
			快適環境形成（気候緩和、大気浄化、騒音緩和）	D
		利用	環境教育、自然とのふれあいの場	E
			再生可能エネルギーの活用	F
社会面	健康・福祉の向上	利用	散歩、健康運動の場、介護予防	G
			子供の遊び場、子育て支援	H
	生活の質の向上	利用	人々の精神活動を豊かにする	I
			文化活動の場、居場所	J
	コミュニティの醸成	利用	人の集う場、地域の活動の場（祭りなど）	K
			コミュニティ（ソーシャルキャピタル）の醸成	L
			地域の自然観・郷土愛の醸成	M
	安全・安心の確保 （防災・減災）	存在	大規模火災発生時における延焼防止	N
			都市水害の軽減	O
			津波被害の軽減	P
土砂災害の防止			Q	
利用		避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援の場	R	
		防災教育の場	S	
経済面	存在	良好な環境・景観形成による不動産価値の向上	T	
		良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上	U	
		良好な環境・景観形成による地域の魅力向上	V	
		都市的土地利用の抑制	W	
	利用	都市農業の振興（生物資源の生産の場）	X	
		観光振興	Y	
		市域内交流の促進	Z	

資料：これからの社会を支える都市緑地計画の展望（国土交通省 国土技術政策総合研究所）を基に作成

(3) まちづくりの課題と基本目標

基本目標 1 浜松の環境ブランド力をみどりで高める！

- 本市には、天竜の森林、浜名湖及び遠州灘といった骨格となるみどり、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林及び天竜川といった軸となるみどりをはじめ、河川、市街地近郊の里山、地域の歴史と一体となったみどり、農地など、多様で豊かなみどりが存在しています。こうしたみどりは、本市の歴史・文化・風土の礎となっているだけでなく、多様な動植物の生息・生育環境であったり、私たちの安全・安心で快適な暮らしを支え、環境面での都市の持続可能性を高めています。また、二酸化炭素（CO₂）の吸収源として森林が果たす役割は、世界的な脱炭素社会に向けた動きが加速する中で、ますます重要となっています。
- CO₂の吸収や大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育環境の確保といったみどりが有する環境保全機能を継続的に発揮することで、誰もが安心して暮らせる住み心地良さを高め、多くの人が住んでみたい、多くの企業が進出したい都市としての「浜松の環境ブランド力」をみどりによって確立・向上させます。

【解決を図るまちづくりの課題】

- 課題① 自然環境の保全・創出と環境負荷低減への対応
- 課題② 豊かな水環境・水循環の保全
- 課題③ 学び・育ちの環境の充実と次世代を担う人づくり

基本目標 2 地域とのつながりや豊かな心のみどりで育む！

- 少子高齢化の進行や価値観・ライフスタイルの多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化など、社会情勢が大きく変化しています。これまでの人口増加や経済の成長が前提である中では、みどりの機能として特に環境面が重視されてきましたが、社会情勢が大きく変化する中では、社会面や経済面の比重も相対的に大きくなってきています。
- 市民の憩いやレクリエーション、健康増進等の場となる身近な公園緑地について、少子高齢化や都市のコンパクト化等も見据え、効果的な配置や利用環境の充実を図ります。また、健康寿命の延伸や子育て、教育環境の充実、地域のコミュニティの維持など、地域が抱える課題の解決を図るきっかけの場として公園の柔軟な利用を促進します。テーマを持った特色ある公園づくりを推進し、市民の都市に対する誇りや愛着の醸成を図ります。
- そして、天竜の森林や浜名湖、遠州灘といった豊かな自然環境、農地や河川、里山といったみどりにおいても、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーション活動をはじめとする多様な市民のみどり生活を後押しできる環境づくりを推進します。

【解決を図るまちづくりの課題】

- 課題③ 学び・育ちの環境の充実と次世代を担う人づくり
- 課題④ 健康寿命の延伸と生きがいづくりの推進
- 課題⑤ コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市の形成
- 課題⑥ 地域への誇りや愛着の醸成と地域でのつながりづくり

基本目標 3 安全・安心な暮らしをみどりで支える！

- 近年、頻発する局地的大雨や台風、南海トラフ巨大地震などの被害に対する懸念が高まっており、市民の生命・財産を守り、発災後も速やかに復旧・復興を図れるよう、安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成が必要です。
- 大規模火災発生時における延焼防止、避難地や復旧活動拠点としての機能はもとより、防潮堤整備と合わせた海岸防災林の植樹による津波被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害発生抑制など、みどりが有する防災・減災機能を効果的に発揮することで、安全・安心な暮らしをみどりによって支えます。

【解決を図るまちづくりの課題】

課題⑦ 安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成

基本目標 4 経済の持続可能な発展をみどりが牽引する！

- 都市のみどりは、身近な自然環境や質の高いオープンスペースとして、ビジネス環境の向上、観光地としての魅力の増進、住宅・宅地の資産価値の向上に通じ、地域経済の振興や都市の活力向上に貢献することができます。また、みどりそのものが経済活動の基本的な資源でもあります。
- 『やらまいか精神』のもと、農林水産業を支える豊かなみどりの保全、多様な地域性や自然資源、花と緑のまちづくりの文化の観光振興への活用など、浜松の持続的成長に向けた活力、競争力、創造性の向上にみどりを活用します。
- また、商業・業務機能をはじめ、様々な都市機能が集積し、都市の顔として、本市の持続的発展を牽引する都心における賑わいのある魅力的なまち並みの創出に向けて、本市の玄関口である JR 浜松駅前やまち並みを印象付ける道路や河川において、花や緑を活かした美しい景観づくりに関する取組を推進します。
- さらに、浜松オープンガーデンやモザイカルチャーの推進、花と緑のコンクールの開催などにより、『花と緑のまち・浜松』のブランディングを推進します。

【解決を図るまちづくりの課題】

課題⑤ コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市の形成

課題⑧ 多様な産業・資源を活かした都市活力の持続・向上

課題⑨ 創造都市の顔である都心の再生

課題⑩ 地域ならではの文化の醸成

(4) 基本目標の実現に向けた施策及び評価指標

目指す姿

基本目標と解決を図るまちづくりの課題

施策方針

みどりによって持続的に発展するまち・浜松
みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ

基本目標 1

浜松の環境ブランド力を

みどりで高める！

【解決を図るまちづくりの課題】

①自然環境の保全・創出と環境負荷低減への対応

(1) 森林の適切な管理により公益的機能の発揮を促す

(2) 多様なみどりを保全して生物多様性を確保する

(3) みどりによって都市環境を改善する

(4) 豊かさを実感する健全な水循環を形成する

(5) みどりにふれあえる場・機会を創出する

基本目標 2

地域とのつながりや

豊かな心のみどりで育む！

【解決を図るまちづくりの課題】

③学び・育ちの環境の充実と次世代を担う人づくり

(1) 多様な利用ができる身近なみどりを確保する

(2) 浜松固有のみどりを未来へ伝える

(3) 多様な市民のみどり生活を後押しする

基本目標 3

安全・安心な暮らしを

みどりで支える！

(1) 災害発生の恐れのある地域にみどりを適切に配置する

(2) 避難路や避難地における防災機能を向上する

基本目標 4

経済の持続可能な発展を

みどりが牽引する！

【解決を図るまちづくりの課題】

⑤コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市の形成

(1) コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市を形成する

(2) 浜松の農業・林業を振興する

(3) みどりを活かして観光交流を促進する

(4) みどりによって都心に賑わいを生み出す

(5) みどりによって都市ブランド力、愛着心を向上する

▶ 施策展開の考え方に基づいた評価指標

緑地保全

地域制緑地への指定による保全面積

1374.06ha → 1977.66ha

緑化推進

居住誘導区域における緑被率

18.8% → 現状値を維持

都市公園等の

整備及び管理

市民一人当たり都市公園等面積
8.21m²/人 → 8.95m²/人

官民連携による公園の活性化
多様な主体が関わることが出来る仕組みの導入

活用促進

「次世代に残したいと思うみどりがある」と感じる人の割合

48.9% → 70.0%

「公園をよく利用する」人の割合

30.0% → 50.0%

公園利用目的の多様化

祭りやイベント/コミュニケーション
/花壇づくり等

①CO₂吸収源としての機能維持 ②森林資源の有効活用

①骨格となるみどりの保全 ②軸となるみどりの保全 ③豊かな自然環境を構成するみどりの保全 ④地域の生態系の保全

①市街地における暑熱環境改善 ②大気汚染・騒音の緩和

①水循環の保全 ②水辺環境の保全

①雄大な自然を感じられるみどりとふれあえる場・機会の創出 ②地域の歴史と一体となったみどりとふれあえる場・機会の創出

①子供の遊び、育ちの場づくり ②健康増進、生きがい創出の場づくり ③良好な居住環境の形成 ④地域の交流、コミュニティ形成の促進

①浜松の豊かな自然環境の保全 ②地域の歴史・文化の継承 ③みどりを介した都市への誇り・愛着の醸成

①みどり生活への興味・関心の喚起 ②相談への対応 ③みどり生活を愉しむ場の提供 ④多様な市民活動の支援 ⑤市民活動の顕彰

①大規模火災時の延焼防止 ②都市水害の軽減 ③津波被害の軽減 ④土砂災害の防止

①避難地等の確保

①無秩序な都市的土地利用の抑制

①農業の振興 ②林業の振興

①みどりを活かしたテーマ観光の創出 ②背景となるみどりの保全 ③車窓や沿道から見える自然景観の保全

①みどりの賑わい拠点の整備 ②みどりのシンボル軸の創出 ③魅力ある歩行者空間の創出 ④良好な居住環境の確保 ⑤商店会や事業者との協働

①自然の豊かさを実感できるみどりの保全 ②地域の歴史・文化を感じられるみどりの保全 ③良好な居住環境の確保
④都市部と山村部の交流促進 ⑤山村部への移住・定住促進 ⑥地域の顔となるオープンスペースづくり ⑦「花と緑のまち・浜松」の推進

▶緑の基本計画に定めるべき事項等（都市緑地法第4条第2項）、都市のみどりを取り巻く動向を踏まえた施策展開の考え方

緑地保全

天竜の森林や遠州灘、市街地近郊の里山等の保全対象となるみどりの種類ごと、また、特別緑地保全地区や緑地保全地域、

緑化推進

住宅地や工場・事業所周辺、公共施設や道路等における施策展開の考え方を示しています。また、花による緑化の考え方、

都市公園等の
整備及び管理

都市公園等の整備については、拠点となる公園緑地や身近な公園などにおける施策展開の考え方と今後の整備予定を示して

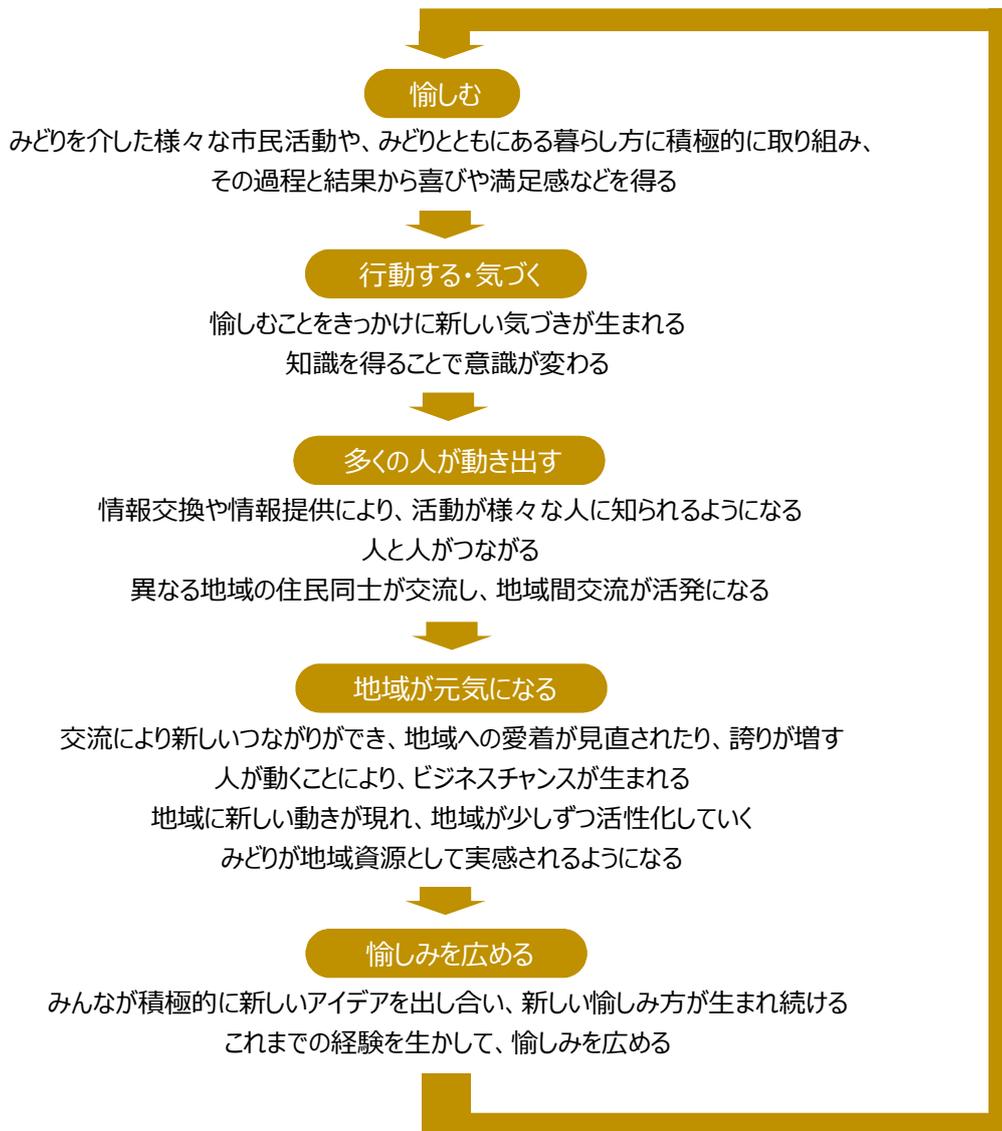
活用促進

市民一人ひとりの目線に立ち、みどりを活用するにあたって困ること、課題となることを想定し、関心を生む、相談を受け

1-3 みどり生活編

(1) みどり生活を愉しむとは

- 「みどり生活」とは、みどりを介した様々な市民活動や、みどりとともにある暮らし方のことであり、こうした活動や暮らしに積極的に取り組み、その過程と結果から喜びや満足感などを得ることを「みどり生活を愉しむ」と捉えています。
- みどり生活を愉しむことで、新たな気づきが生まれ、行動を促進し、それによって多くの人が動き出し、地域が元気になることを見据えています。そして、元気になった地域では、新しいアイデア、新しい愉しみ方が生まれ続け、持続可能なまちづくりにつながります。
- つまり、「みどり生活を愉しむ」（プライベートアプローチ）は、「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」（パブリックアプローチ）につながり、そして、現行計画の目指す姿『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ』の実現につながります。



1-4 推進体制編

(1) みんなのやりたい！をカタチにする

- 目指す姿『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ』の実現に向けて、市民の皆さんの「みどり生活を愉しみたい、やりたい！」や「この指とまれプロジェクトに参加したい！」を全力で後押しします。そのために、こうしたみんなのやりたい！をカタチにするための推進体制を構築します。
- 現在、市内では、公園、農地、街路樹など、みどりの種類ごとに所管課が異なっています。さらに、子育て、健康づくり、観光振興といったように、市民の皆さんがみどりを使って何かをしたいと考えた時、どこに相談すればよいか分からず、行政側も、どこで対応してよいか分からないことも想定されます。
- 一方、本市では、「浜松市市民協働を進めるための基本指針」を策定し、市民協働によるまちづくりに取り組んでいます。区役所には市民協働のためのエリアマネージャーを、協働センターごとにコミュニティ担当職員を配置し、市民、市民活動団体、事業者が地域づくりに必要とする様々な支援を行い、コーディネーターとして多様な主体のマッチングを実現することを目指しています。
- こうした想定される課題や本市の強みを踏まえて、次のようなステップで推進体制を構築します。なお、ステップ1からステップ6は段階的に取り組むのではなく、同時進行的に取り組んでいきます。

ステップ① ～概ね1年以内～

みどり生活の愉しみ方をPRする

- みどり生活の愉しみ方を収集し、市HPや「広報はままつ」、FacebookやTwitter等のソーシャルメディアを活用して積極的に発信します。

ステップ② ～概ね3年以内～

みどり生活を応援する総合窓口を設置する

- 市民の皆さんが「みどり生活を愉しみたい、やりたい！」「この指とまれプロジェクトに参加してみたい！」と考えて、はじめの一步を踏み出すための総合窓口を設置します。

ステップ③ ～概ね3年以内～

アドバイザー・コーディネーターを配置する

- 外部にもみどり生活を後押しする組織として、みどり生活のアドバイザー・コーディネーターを配置し、人財（ヒト）の掘り起こしや育成にも取り組み、継続的に市民の多様なニーズに応えられる組織体制とします。

ステップ④ ～概ね5年以内～

みどり生活を後押しする支援内容を整備する

- みどり生活を行う上で必要な道具（モノ）をみんなで共有して使えるような仕組みを構築します。また、「（仮称）浜松版カシワ制度」等により、活動の場を提供します。

ステップ⑤ ～概ね5年以内～

成功事例を発信し、愉しみを広める

- 「やりたい！」が「できた！」に変わる成功体験を積み重ねるため、様々な取組事例を積極的に発信するとともに、フォーラムやシンポジウムを開催し、大きなムーブメントとしていきます。

ステップ⑥ ～概ね5年以内～

民間がみどりを管理・活用できる仕組みをつくる

- 民間にも、計画期間中一貫して携わる主体が必要です。例えば、指定管理者制度を活用し、指定管理者の選定基準にまちづくりや地域貢献に関する視点を加え、民間団体や企業等が公園をはじめとするみどりを管理・活用できる仕組みをつくります。

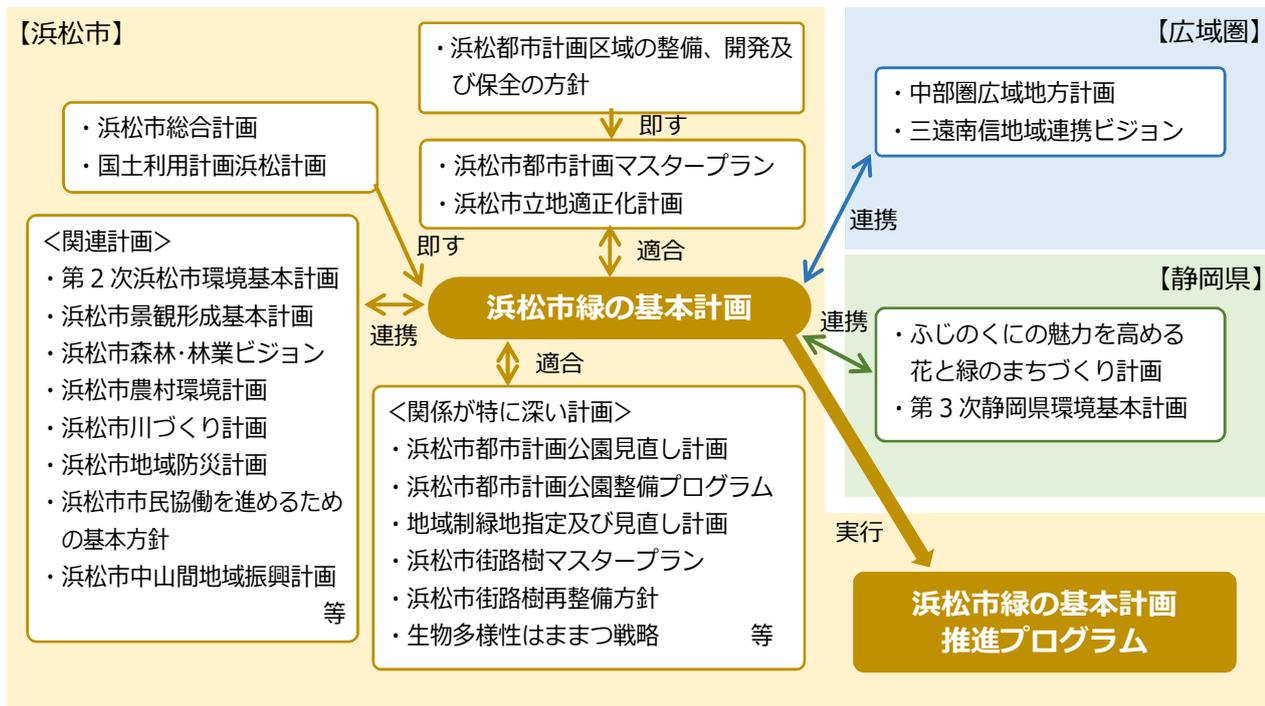
第2章 推進プログラムとは

2-1 推進プログラムの趣旨

- 現行計画は、市民一人ひとり、あるいは、個々の事業者が、みどりとのつきあい方をライフスタイルや事業活動にまで高めることで「みどり生活を愉しむ」（プライベートアプローチ）こと、みどりが有する多様な役割・機能を最大限引き出し、発揮させることによって「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」（パブリックアプローチ）ことにより、『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ』の実現を目指します。
- 特に、パブリックアプローチである「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」については、みどりが有する多様な役割・機能を最大限引き出し、発揮させるため、基本目標及び施策方針に基づく施策を推進していく必要があります。
- 推進プログラムは、施策を推進するため、基本目標及び施策方針に基づく施策を構成する事業の内容を整理し、進行管理するために策定するものです。
- なお、プライベートアプローチである「みどり生活を愉しむ」の推進、及び、計画の推進体制づくりについての事業は、主に基本目標2 施策方針(3)の施策に位置付けます。

2-2 推進プログラムの位置づけ

- 推進プログラムは、現行計画を着実に推進するための実行計画として位置づけます。



2-3 推進プログラムの期間及び運用

- 推進プログラムは、現行計画の計画期間と合わせ、令和3年度から令和12年度とします。なお、期間中に現行計画の見直しが行われる場合は、現行計画と併せて見直しを行います。
- 毎年度、PDCA サイクルにより事業の進行管理を行います。
- 現行計画の進行管理や評価は、推進プログラムの進行管理を基に「浜松市景観審議会」の意見を伺いながら毎年度行います。

第3章 具体的な事業内容

事業一覧

花みどり担当所管事業一覧

課・グループ	No	事業名	掲載頁
緑政課 緑政 G	1	緑の基本計画推進事業	48,50,51,78,79
緑政課 緑政 G	2	都市計画公園見直し計画策定事業	37,74
緑政課 緑政 G 緑政課 保全 G	3	事業所等緑化推進事業	18,23,25,33,35,37,39,40,49,52,57,58, 72,74,80
緑政課 緑政 G	4	浜松城公園長期整備構想推進事業	33,35,37,40
緑政課 保全 G	5	緑地保全事業単独事業	14,16,18,20,23,26,29,35,40,45,53,56, 58,65,72
緑政課 保全 G	6	地域制緑地指定推進事業	16,18,20,23,26,41,43,45,52,53,56,58, 72,74
緑政課 保全 G	7	保存樹・保存樹林助成事業	20,24,27,30,31,43,45,75
緑政課 保全 G	8	市街化区域内農地緑化保全事業	20,24,27,31,35,45,52,53,57,58
緑政課 花 G	9	普及・啓発事業	24,25,51,63,71,81
緑政課 花 G	10	舘山寺総合公園運営事業	33,35,41,63
緑政課 花 G	11	花づくり支援事業	49,63,69,71,77,81
緑政課 花 G	12	花壇等拠点整備事業	68,69,77,81
緑政課 花 G	13	緑化推進センター運営事業	43,47
緑政課 花 G	14	モザイクカルチャー推進事業	77,81
動物園	15	いのちの教育事業	32
動物園	16	動物園施設整備・維持管理事業	34
動物園	17	動物園イベント開催事業	36、64
動物園	18	動物園施設UD推進・維持管理事業	41
公園課	19	公園整備事業	16,18,20,24,27,30,31,33,35,37,39,41, 43,45,49,57,63,67,68,70,73,75,80
公園管理事務所	20	公園緑地帯維持管理事業	16,21,29,33,36,38,41,55,65
公園管理事務所	21	公園施設維持管理事業	34,36,38,41,80
公園管理事務所	22	公園施設維持管理事業（浜松城公園）	67
公園管理事務所	23	公園施設維持管理事業（遠州灘海浜公園）	64
公園管理事務所	24	公園施設維持管理事業（佐鳴湖公園）	21,27,31,46
公園管理事務所	25	愛護会育成事業	43

他部局所管事業一覧

課名	No	事業名	掲載頁
市民協働・地域政策課	27	中山間地域交流デラックス事業	78
市民協働・地域政策課	28	浜松市子ども中山間地域交流事業	78
市民協働・地域政策課	29	ザ・山フェス開催事業	78
市民協働・地域政策課	30	中山間地域ラジオ発信事業	78
市民協働・地域政策課	31	中山間地域山盛りアドベンチャー事業	78
市民協働・地域政策課	32	W e l c o m e集落事業	79
市民協働・地域政策課	33	中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸付事業	78
スポーツ振興課	34	スポーツ施設運営事業	34
スポーツ振興課	35	ビーチ・マリンスポーツ推進事業	36,42,64
文化財課	36	史跡等整備活用事業	30,44,75
文化財課	37	蜷塚遺跡保存活用事業	44,75
文化財課	38	文化財保護継承事業	44,75
次世代育成課	39	青少年の家管理運営事業	46
環境政策課	40	ギフチョウ保護事業	17
環境政策課	41	動植物モニタリング事業	19
環境政策課	42	外来生物対策事業	22
環境政策課	43	川や湖の保全事業	28
環境政策課	44	環境教育推進事業	32
環境政策課	45	生物多様性保全事業	50
環境保全課	46	水質保全事業	27,28
エネルギー政策課	47	木質バイオマス利用拡大支援事業	15
観光・シティプロモーション課	48	浜名湖観光圏整備推進支援事業	64,81
農業水産課	49	もうかる農業推進事業	59
農業振興課	50	生産・経営基盤強化事業	59
農業振興課	51	担い手育成支援事業	59
農業振興課	52	経営所得安定対策推進事業	59
農業振興課	53	農産物生産振興事業	59
農業振興課	54	農業バイオセンター維持管理事業	59
農業振興課	55	環境保全型農業振興事	59
農業振興課	56	市民に親しまれる農業推進事業	60
農業振興課	57	中山間・山間地域振興事業	60
農業振興課	58	市民ふれあい農園支援事業	21,27,31,36,46,53,73
農地整備課	59	天竜川下流用水協議会等支援事業	60
農地整備課	60	国・県施行事業	60
農地整備課	61	農業農村整備支援事業	60
農地整備課	62	農業農村整備償還助成事業	60
農地整備課	63	かんがい排水整備事業	60
農地整備課	64	農道整備事業	60
農地整備課	65	農業農村施設維持管理事業	60
農地整備課	66	農業基盤整備国庫補助事業	60

課名	No	事業名	掲載頁
農地整備課	67	基幹水利施設維持管理事業	60
農地整備課	68	農地・農業用施設災害復旧事業	60
農地利用課	69	農業振興地域制度管理事業	60
農地利用課	70	耕作放棄地対策事業	21,27,46,54
林業振興課	71	森林整備・林業振興事業	14,17,27,42,64
林業振興課	72	森林環境教育推進事業	36,78
林業振興課	73	天竜材人材育成・担い手確保事業	61
林業振興課	74	防風林被害対策事業	44,75
林業振興課	75	県・市単独治山事業	54,56
林業振興課	76	林道等整備事業	61
林業振興課	77	低コスト林業推進助成事業	61
林業振興課	78	木材需要拡大事業	61
林業振興課	79	林業成長産業化推進事業	61
林業振興課	80	森林啓発・林業振興強化支援事業	61
林業振興課	81	森林・林業施設管理事業	42,61
林業振興課	82	森林管理事業	61
林業振興課	83	治山事業	61
林業振興課	84	森林経営管理推進事業	14,17,27,42,61
林業振興課	85	森林保護事業	62
林業振興課	86	森林環境基金積立金	62
林業振興課	87	林業施設災害復旧事業	62
土地政策課	88	地区計画事業	68,69,77
土地政策課	89	景観形成事業	25,69
土地政策課	90	浜名湖広域景観形成事業	29,36,64,73
土地政策課	91	歴史的風致維持向上計画策定事業	30,44,64,75
土地政策課	92	景観まちづくり学習事業	47
道路保全課	93	街路樹等育成管理事業	44
道路保全課	94	街路樹管理事業	19,24,66,68,76,77
河川課	95	河川改良事業	19,46,54
河川課	96	河川愛護支援事業	19,46

基本目標 1 浜松の環境ブランド力をみどりで高める！

施策方針(1) 森林の適切な管理により公益的機能の発揮を促す

① CO₂ 吸収源としての機能維持(計画書 P28)

【天竜の森林】

- 保安林や天竜奥三河国定公園区域の森林は、県と協力して保全します。
- 「浜松市森林・林業ビジョン」に基づき、人工林は林業の場として維持しつつ、経済性を有しない森林や売る林業に進化できない森林は、荒廃森林とならないよう自然の植生遷移や多様な主体により保全します。
- 経済性を有する森林や売る林業に進化できる森林であっても、適正に管理されていない森林は、森林所有者の意向を確認し林業経営者とつなぎ適正な管理により保全します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【天竜の森林】 ○自然公園等許認可事業 自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。
他部局 所管事業	
事業名	森林経営管理推進事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 適切に管理されていない森林に対して、所有者の意向調査や計画作成等を行い、意欲と能力のある林業経営者に繋げることで林業の成長産業化及び適切な森林整備を図ります。
事業名	森林整備・林業振興事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 間伐、除伐、主伐等の森林整備事業を支援します。

② 森林資源の有効利用〈計画書 P28〉

【天竜の森林】

○「浜松市バイオマス産業都市構想」に基づき、バイオマスを有効に活用した地域内資源循環やエネルギー自給率の向上を目指します。

他部局 所管事業	
事業名	木質バイオマス利用拡大支援事業（エネルギー政策課）
事業内容	【天竜の森林】 森林・エネルギー等の地域資源を最大限に活用した持続可能な社会の実現のため、広報・啓発事業、相談事業及び補助事業を通して、市内における木質バイオマス設備の導入を促進します。

施策方針(2) 多様なみどりを保全して生物多様性を確保する

① 骨格となるみどりの保全(計画書 P29)

【天竜の森林】

- 天竜奥三河国定公園区域の生物の生息・生育地は、県と協力して保全します。
- 「浜松市森林・林業ビジョン」に基づき、人工林は林業の場として維持しつつ、経済性を有しない森林や売る林業に進化できない森林は、荒廃森林とならないよう自然の植生遷移や多様な主体により保全します。
- 経済性を有する森林や売る林業に進化できる森林であっても、適正に管理されていない森林は、森林所有者の意向を確認し林業経営者となぎ適正な管理により保全します。
- 渋川自然環境保全地域の生物の生息・生育地を保全します。

【浜名湖】

- 浜名湖周辺の生物の生息・生育地を保全します。

【遠州灘海岸】

- 遠州灘海岸の自然を保全しつつ、海沿いのマツや特色ある風景を活かした利用を推進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【天竜の森林】【浜名湖】</p> <p>○自然公園等許認可事業 自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。</p> <p>【遠州灘海岸】</p> <p>○風致地区許認可事業 風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。</p>
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【天竜の森林】【浜名湖】【遠州灘海岸】</p> <p>○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。</p> <p>○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。</p>
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【遠州灘海岸】</p> <p>遠州灘海浜公園の篠原地区などの未整備区域において、海辺のマツや特色ある風景を活かしながら公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠州灘海浜公園篠原地区の整備 ・遠州灘海浜公園篠原地区東関連事業の推進 ・遠州灘海浜公園江之島地区の再整備
事業名	公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	<p>【遠州灘海岸】</p> <p>松くい虫の被害にあった枯松を伐倒処理することにより健全な松への被害拡大を防止し、多くの来訪者に快適な環境を提供します。また、民間企業との協定により松くい虫被害跡地への松の植樹を進めます。</p>

他部局 所管事業	
事業名	森林経営管理推進事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 適切に管理されていない森林に対して、所有者の意向調査や計画作成等を行い、意欲と能力のある林業経営者に繋げることで林業の成長産業化及び適切な森林整備を図ります。
事業名	森林整備・林業振興事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 間伐、除伐、主伐等の森林整備事業を支援します。
事業名	ギフチョウ保護事業（環境政策課）
事業内容	【天竜の森林】 里山の落葉樹林に生息する希少種（ギフチョウ、ヒメカンアオイ）の保護監視活動を行うとともに、生息環境を保全するための整備を行います。

② 軸となるみどりの保全(計画書 P29)

【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】

○天竜川河岸段丘沿いに残る斜面樹林と静岡県西部地域に特有の希少な絶滅危惧種の植物群落は、生育環境と一体的に保全します。斜面樹林のみどりの連続性を強化するために、みどりが少ない地区では緑化を推進します。

【河川】

○生物の生息・生育地となっている河川の水質を保全します。市民や事業者による河川の愛護活動を促進します。
○河川・水路沿いの生物の生息・生育地を保全します。

【歩いて暮らせる居住地の道路空間、都心の道路空間、副都心・地域拠点・主要生活拠点の道路空間、公園、市街地の空き地】

○持続性のあるみどりを中心に、公園、農地、民有地のみどり、河川、道路のみどりのネットワークを形成します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】【歩いて暮らせる居住地の道路空間、都心の道路空間、副都心・地域拠点・主要生活拠点の道路空間、公園、市街地の空き地】 ○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。 ○（仮称）浜松版カシニワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシニワ制度を創設します。
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】 ○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。 ○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】 ○自然公園等許認可事業 自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【歩いて暮らせる居住地の道路空間、都心の道路空間、副都心・地域拠点・主要生活拠点の道路空間、公園、市街地の空き地】 居住誘導区域及び周辺の公園を整備します。 ・東部やすらぎ公園の整備 ・中瀬南部土地区画整理事業区域内公園の整備 ・美園中央公園の整備 ・佐鳴湖公園の整備 ・高砂公園の整備 ・浜北区中央北地区土地区画整理事業区域内公園の整備

・高塚駅北第二土地区画整理事業区域内公園の整備

他部局 所管事業

事業名 動植物モニタリング事業（環境政策課）

事業内容 【河川】
市域の生物多様性の状況を把握するため、動植物の継続的なモニタリング調査を実施するとともに、個体数が減少するなど、保護が必要な希少種については対策を実施します。

事業名 街路樹管理事業（道路保全課）

事業内容 【歩いて暮らせる居住地の道路空間、都心の道路空間、副都心・地域拠点・主要生活拠点の道路空間、公園、市街地の空き地】
街路樹の良好な育成や美観の向上に努め、適正な維持管理をします。

事業名 河川改良事業（河川課）

事業内容 【河川】
○九領川、東芳川
親水性、生態系の保全、美しい自然環境の創出に配慮した多自然川づくりを推進します。

事業名 河川愛護支援事業（河川課）

事業内容 【河川】
○普通河川、準用河川、1・2級河川
良好な河川環境を保持するために、河川の愛護・啓蒙活動団体等の活動を支援します。

③ 豊かな自然環境を構成するみどりの保全（計画書 P30）

【佐鳴湖】

○佐鳴湖周辺の樹林地は、法的制度を用いて保全します。里山環境や残された自然環境を保全する拠点の管理・運営、整備を推進します。

【市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】

○市街地に残る樹林地や市街地近郊に広がる里山環境の樹林地は、法的制度を用いて保全します。

【市街地外の農地】

○「浜松市農村環境計画」に基づき、生物が生息・生育するための良好な環境と移動経路から構成される生物のネットワークを確保します。

○耕作しなくなった農地の保全管理と有効活用を図ります。

【市街地の農地】

○市街化区域内の農地は、生産緑地地区の指定により保全します。

【公園】

○「生物多様性はままつ戦略」に即した維持管理を行います。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【佐鳴湖】【市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】</p> <p>○風致地区許認可事業 風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。</p> <p>○ふれあいの森守促進事業 市街地に残る樹林地等は、市民協働による管理・運営・整備を推進します。 また、利活用が可能な樹林地等は、利活用方法を検討し、市民に親しまれる森づくりの推進を図ります。</p>
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【佐鳴湖】【市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】</p> <p>○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。</p> <p>○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。</p>
事業名	保存樹・保存樹林助成事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】</p> <p>市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めます。 保存樹・保存樹林は、冊子やホームページ等により周知し、5年毎に内容の見直しをします。</p>
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【市街地の農地】</p> <p>市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。</p>
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【佐鳴湖】【公園】</p> <p>佐鳴湖公園を、里山環境や残された自然環境を保全する取組を推進するための拠点公園として整備します。 ・佐鳴湖公園の整備</p>

事業名	公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	【公園】 多様な生きものすみかを守るよう、樹木の適正な維持管理を行います。
事業名	公園施設維持管理事業（佐鳴湖公園）（公園管理事務所）
事業内容	【佐鳴湖】 里山環境や残された自然環境を維持・保全するため、自然観察会等の開催と公園内の除草や刈込剪定を行います。
他部局 所管事業	
事業名	市民ふれあい農園支援事業（農業振興課）
事業内容	【市街地外の農地】 遊休農地の有効活用及びレクリエーションなど多様化する余暇活動対策の一環として、市民が農業に親しみ、理解を深めるための憩いの場となる「市民ふれあい農園」を適切かつ円滑に管理及び整備します。
事業名	耕作放棄地対策事業（農地利用課）
事業内容	【市街地外の農地】 耕作しなくなった農地の再生を支援し、農地の集積・集約の阻害要因を排除することで農作業の生産性の向上と農地の有効活用を図るとともに、周辺環境への悪影響を防止します。

④ 地域の生態系の保全〈計画書 P30〉

【-】

○外来生物の防除を推進し、地域の生態系を保全します。

他部局 所管事業	
事業名	外来生物対策事業（環境政策課）
事業内容	【-】 外来生物対策の必要性を市民に啓発するとともに、生態系や市民生活、農業への被害が懸念される外来生物の防除を推進します。

施策方針(3) みどりによって都市環境を改善する

① 市街地における暑熱環境改善(計画書 P31)

【市街地の住宅】

- 住宅地について、法的制度を用いた樹木の保全や緑化を推進します。また、空き地の活用により緑地を確保します。
- オープンガーデンの推進により宅地内緑化を促進します。
- 土地区画整理事業や宅地造成事業などの新しいまちづくりが行われる場合は、積極的に緑化を推進します。

【市街地の事業所】

- 一定規模以上の事業所では法令等に基づき緑化を推進します。また、顕彰や事例紹介などにより事業者の緑化意欲の向上を図ります。

【市街地に残る樹林地】

- 市街地に残る樹林地は、法的制度を用いて保全します。

【公園】

- 歩いて暮らせる居住地では、緑被率の高い公園の整備を積極的に推進します。

【歩いて暮らせる居住地の道路空間】

- 道路空間や民有空間の緑化により、良好なまち並み形成や都市気象の緩和を図ります。

【市街地の農地】

- 市街化区域内の農地は、生産緑地地区の指定により保全します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業(緑政課 緑政 G)
事業内容	【市街地の住宅】【市街地の事業所】 ○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。 ○(仮称)浜松版カシワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として(仮称)浜松版カシワ制度を創設します。
事業名	事業所等緑化推進事業(緑政課 保全 G)
事業内容	【市街地の事業所】 事業者が工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めていただくよう「浜松市緑の保全及び育成条例」(昭和62年3月31日)に基づき、緑化の推進を指導します。
事業名	緑地保全事業単独事業(緑政課 保全 G)
事業内容	【市街地の住宅】【市街地に残る樹林地】 ○風致地区許認可事業 風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。 ○緑地協定認可事業 緑地協定の申出があった場合は、適正に認可を行います。また、土地区画整理事業地や宅地造成事業などの新しいまちづくりが行われる場合は、地区計画の指定や緑地協定地区制度の導入等、緑化推進を関係機関等に働きかけます。
事業名	地域制緑地指定推進事業(緑政課 保全 G)
事業内容	【市街地に残る樹林地】 ○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。 ○既存風致地区

	既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。
事業名	保存樹・保存樹林助成事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【市街地に残る樹林地】 市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めます。 保存樹・保存樹林は、冊子やホームページ等により周知し、5年毎に内容の見直しをします。
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【市街地の農地】 市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。
事業名	普及・啓発事業（緑政課 花 G）
事業内容	【市街地の住宅】【市街地の事業所】 浜松オープンガーデンの会との協働により周知啓発をし、市民の参加を促します。 花と緑のコンクールや功労者表彰を実施し、事例の紹介と、地域のリーダーを育てます。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【公園】 居住誘導区域及び周辺にある公園を整備します。 ・東部やすらぎ公園の整備 ・中瀬南部土地区画整理事業区域内公園の整備 ・美園中央公園の整備 ・佐鳴湖公園の整備 ・高砂公園の整備 ・浜北区中央北地区土地区画整理事業区域内公園の整備 ・高塚駅北第二土地区画整理事業区域内公園の整備
他部局 所管事業	
事業名	街路樹管理事業（道路保全課）
事業内容	【歩いて暮らせる居住地の道路空間】 魅力ある空間を形成するために、歩道空間の整備や既設街路樹の健全な育成管理を行っていくとともに、狭幅員に植栽されている街路樹などは、廃止や更新を検討します。

② 大気汚染・騒音の緩和(計画書 P31)

【市街地の事業所】

○一定規模以上の事業所では法令等に基づき緑化を推進します。また、顕彰や事例紹介などにより事業者の緑化意欲の向上を図ります。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【市街地の事業所】 事業者が工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めていただくよう「浜松市緑の保全及び育成条例」（昭和 62 年 3 月 31 日）に基づき、緑化の推進を指導します。
事業名	普及・啓発事業（緑政課 花 G）
事業内容	【市街地の事業所】 街並みや景観の向上に寄与する優れた事業所等を、花と緑のコンクール、花と緑の功労者として顕彰します。
他部局 所管事業	
事業名	景観形成事業（土地政策課）
事業内容	【市街地の事業所】 景観形成に大きな影響を及ぼす可能性のある、大規模建築物等の新築等の行為について、景観形成基準に基づき、審査及び指導をします。

施策方針(4) 豊かさを実感する健全な水循環を形成する

① 水循環の保全(計画書 P33)

【天竜の森林】

- 保安林や天竜奥三河国定公園区域の森林は、県と協力して保全します。
- 「浜松市森林・林業ビジョン」に基づき、人工林は林業の場として維持しつつ、経済性を有しない森林や売る林業に進化できない森林は、荒廃森林とならないよう自然の植生遷移や多様な主体により保全します。
- 経済性を有する森林や売る林業に進化できる森林であっても、適正に管理されていない森林は、森林所有者の意向を確認し林業経営者となぎ適正な管理により保全します。

【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】

- 天竜川河岸段丘の斜面樹林や都田川両岸の樹林は、法的制度を用いて保全します。

【佐鳴湖】

- 佐鳴湖周辺の樹林地は、法的制度を用いて保全します。

【市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】

- 市街地に残る樹林地や市街地近郊に広がる里山環境の樹林地は、法的制度を用いて保全します。

【市街地外の農地】

- 「浜松市農村環境計画」に基づき保全します。
- 耕作しなくなった農地の保全管理と有効活用を図ります。

【市街地の農地】

- 水源涵養に資する市街地に残る農地について、生産緑地地区の指定により保全します。

【浜名湖】

- 浜名湖周辺の樹林地を保全します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【天竜の森林】【佐鳴湖】【浜名湖】</p> <p>○自然公園等許認可事業 自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。</p> <p>【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】【佐鳴湖】 【市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】【浜名湖】</p> <p>○風致地区許認可事業 風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。</p> <p>○ふれあいの森守促進事業 市街地に残る樹林地等は、市民協働による管理・運営・整備を推進します。 また、利活用が可能な樹林地等は、利活用方法を検討し、市民に親しまれる森づくりの推進を図ります。</p>
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】【佐鳴湖】【市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】【浜名湖】</p> <p>○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。</p> <p>○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施</p>

	設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。
事業名	保存樹・保存樹林助成事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】 市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めます。 保存樹・保存樹林は、冊子やホームページ等により周知し、5年毎に内容の見直しをします。
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【市街地の農地】 市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【佐鳴湖】 佐鳴湖公園を、里山環境や残された自然環境を保全する取組を推進するための拠点公園として整備します。 ・佐鳴湖公園の整備
事業名	公園施設維持管理事業（佐鳴湖公園）（公園管理事務所）
事業内容	【佐鳴湖】 里山環境や残された自然環境を維持・保全するため、自然観察会等の開催と公園内の除草や刈込剪定を行います。
他部局 所管事業	
事業名	水質保全事業（環境保全課）
事業内容	【佐鳴湖】 令和2年度からスタートした5ヶ年計画である佐鳴湖水環境向上行動計画（第二期）に基づき、佐鳴湖流域におけるこれまでの水環境改善の取組を定着させるとともに、その環境を次世代へと繋いでいくための人材育成を基本目標とし、流域一体となった総合的な水環境の向上に向けた取組を推進します。
事業名	市民ふれあい農園支援事業（農業振興課）
事業内容	【市街地外の農地】 遊休農地の有効活用及びレクリエーションなど多様化する余暇活動対策の一環として、市民が農業に親しみ、理解を深めるための憩いの場となる「市民ふれあい農園」を適切かつ円滑に管理及び整備します。
事業名	耕作放棄地対策事業（農地利用課）
事業内容	【市街地外の農地】 耕作しなくなった農地の再生を支援し、農地の集積・集約の阻害要因を排除することで農作業の生産性の向上と農地の有効活用を図るとともに、周辺環境への悪影響を防止します。
事業名	森林経営管理推進事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 適切に管理されていない森林に対して、所有者の意向調査や計画作成等を行い、意欲と能力のある林業経営者に繋げることなどで林業の成長産業化及び適切な森林整備を図ります。
事業名	森林整備・林業振興事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 間伐、除伐、主伐等の森林整備事業を支援します。

② 水辺環境の保全〈計画書 P33〉

【浜名湖、河川】

- 「浜松市川や湖を守る条例」の効果的な運用により河川等の水質を改善します。
- 河川の水環境を守り、地域住民の快適な生活環境を保全します。

他部局 所管事業	
事業名	川や湖の保全事業（環境政策課）
事業内容	【浜名湖、河川】 環境共生区域の巡視を行い、レジャー利用者に対してごみの持ち帰りのマナー順守を呼び掛けるなど、水環境保全のための市民意識の向上を図ります。
事業名	水質保全事業（環境保全課）
事業内容	【浜名湖、河川】 公共用水域等の水質常時監視を実施し、監視結果を公表します。また、工場・事業場への排出規制遵守の指導や排出基準が適用されない工場・事業場へ汚濁物質の排出抑制などの依頼を行うほか、市民を対象に出前講座による環境配慮の啓発に取り組むなど、工場・事業場や家庭からの環境負荷低減を進めます。

施策方針(5) みどりにふれあえる場・機会を創出する

① 雄大な自然を感じられるみどりとふれあえる場・機会の創出(計画書 P35)

【天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林地、浜名湖、遠州灘海岸、天竜川】

○市民が気軽に雄大な自然を感じられるみどりとふれあえる場の保全や機会を創出します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林地、浜名湖、遠州灘海岸、天竜川】 ○ふれあいの森守促進事業 市街地に残る樹林地等は、市民協働による管理・運営・整備を推進します。 また、利活用が可能な樹林地等は、利活用方法を検討し、市民に親しまれる森づくりの推進を図ります。
事業名	公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	【天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林地、浜名湖、遠州灘海岸、天竜川】 斜面緑地等のみどりを保全するよう、樹木の適正な管理を行います。
他部局 所管事業	
事業名	浜名湖広域景観形成事業（土地政策課）
事業内容	【天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林地、浜名湖、遠州灘海岸、天竜川】 つながりのある景観の保全・形成のため、浜名湖サイクリングロードを中心とした沿道景観の整備を行ないます。浜名湖を望むことができる場所において、樹木等が視界を遮り、景観を阻害している場合は、剪定や雑木伐採等による修景を進めます。

② 地域の歴史と一体となったみどりとふれあえる場・機会の創出(計画書 P35)

【地域の歴史と一体となったみどり】

○浜松城、二俣城、鳥羽山城等の城跡や神社仏閣、遺跡、古墳、名所旧跡など地域の歴史と一体となったみどりとふれあえる場及び機会を創出します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	保存樹・保存樹林助成事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めます。 保存樹・保存樹林は、冊子やホームページ等により周知し、5年毎に内容の見直しをします。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 城跡である浜松城公園、鳥羽山公園及び城山公園を整備します。 ・浜松城公園の整備 ・鳥羽山公園の再整備 ・城山公園の再整備
他部局 所管事業	
事業名	史跡等整備活用事業（文化財課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 浜松城跡（市史跡）、二俣城跡及び鳥羽山城跡（国史跡）、光明山古墳（国史跡）等の発掘調査や資料整理等を行うことで、史跡の適切な保存・活用を図ります。
事業名	歴史的風致維持向上計画策定事業（土地政策課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 市内の各地に歴史的な建造物が残され、地域固有の祭礼行事や文化的な活動が行われており、そうした歴史的建造物と市民の織りなす伝統的活動が一体となって、本市固有の歴史的風致を形成しています。こうした良好な市街地の環境である歴史的風致の維持向上を図るため浜松市歴史的風致維持向上計画を策定します。

③ 身近にみどりとふれあえる場・機会の創出(計画書 P35)

【河川、佐鳴湖、市街地近郊の谷戸地形、市街地に残る樹林地、農地、公園】

○市街地の住民が日常的にみどりにふれあえる場を保全・創出します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	保存樹・保存樹林助成事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【河川、佐鳴湖、市街地近郊の谷戸地形、市街地に残る樹林地、農地、公園】 市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めます。 保存樹・保存樹林は、冊子やホームページ等により周知し、5年毎に内容の見直しをします。
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【河川、佐鳴湖、市街地近郊の谷戸地形、市街地に残る樹林地、農地、公園】 市街化区域内の農地を特定市民農園として維持し、市民の土とのふれあいや食育、コミュニティ形成や子供の農体験の場として活用します。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【河川、佐鳴湖、市街地近郊の谷戸地形、市街地に残る樹林地、農地、公園】 佐鳴湖公園を、里山環境や残された自然環境を保全する取組を推進するための拠点公園として整備します。 ・佐鳴湖公園の整備
事業名	公園施設維持管理事業（佐鳴湖公園）（公園管理事務所）
事業内容	【佐鳴湖】 里山環境や残された自然環境を維持・保全するため、自然観察会等の開催と公園内の除草や刈込剪定を行います。
他部局 所管事業	
事業名	市民ふれあい農園支援事業（農業振興課）
事業内容	【河川、佐鳴湖、市街地近郊の谷戸地形、市街地に残る樹林地、農地、公園】 遊休農地の有効活用及びレクリエーションなど多様化する余暇活動対策の一環として、市民が農業に親しみ、理解を深めるための憩いの場となる「市民ふれあい農園」を適切かつ円滑に管理及び整備します。

④ いのちの教育の場・機会の創出(計画書 P35)

【動物園】

○動物たちのいのちのすばらしさ、大切さを学べる市内唯一の教育施設として、再生を目指します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	いのちの教育事業（動物園）
事業内容	【動物園】 生物多様性の保全や種の保存を推進する施設としての機能を充実させるため、また、動物園の魅力を向上させるために「いのちの教育」プログラムを実施します。
他部局 所管事業	
事業名	環境教育推進事業（環境政策課）
事業内容	学校教育や地域の学習会において、地域特性を活かし、「体験・気づき」を重視した環境学習プログラムを実践します。また、環境学習指導者の養成・支援の充実に努めます。

基本目標 2 地域とのつながりや豊かな心をみどりで育む！

施策方針(1) 多様な利用ができる身近なみどりを確保する

① 子供の遊び、育ちの場づくり(計画書 P36)

【公園】

○子供たちが安全に楽しく遊んだり、学んだりすることができる場、また、親のコミュニティの場、地域が子供たちを育む場となる公園づくりを推進します。

○浜松の優れた自然環境や歴史的な資源を活用した公園、観光・地域振興に寄与する公園、地域の特徴的な景観資源を有する公園、生態系に配慮した公園など、特色のある公園の整備、管理、運営を推進します。

【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】

○本市を代表する公園として位置づけ、本市の個性や地域の特色を踏まえながら、市民ニーズに応じた整備等を推進し、公園の魅力を高めます。

【市街地の事業所、市街地の空き地】

○民有地を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政G）
事業内容	<p>【市街地の事業所、市街地の空き地】</p> <p>○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。</p> <p>○（仮称）浜松版カシワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシワ制度を創設します。</p>
事業名	浜松城公園長期整備構想推進事業（緑政課 緑政G）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>新たな魅力ある都心づくりに資するため、浜松城公園の長期的な利用を視野に入れ、市民が誇ることのできる公園、魅力ある都市の拠点となる整備を目指し、その考え方を示すものとして平成 26 年 2 月に策定された浜松城公園長期整備構想に基づき、旧元城小学校跡地の遺構調査結果を踏まえて遺構の保存、活用、整備の手法を考慮した公園づくりを進めます。</p>
事業名	舘山寺総合公園運営事業（緑政課 花G）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>フラワーパークの来園者が安全で快適に過ごすことができるよう、老朽化施設の長寿命化工事を実施します。</p>
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【公園】【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>本市を代表する五大公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松城公園の整備 ・遠州灘海浜公園篠原地区の整備 ・遠州灘海浜公園篠原地区東関連事業の推進 ・遠州灘海浜公園江之島地区の再整備 ・佐鳴湖公園の整備 ・四ツ池公園の再整備
事業名	公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	<p>【公園】</p> <p>定期的な遊具点検、必要に応じた遊具修繕、更新により、安全・安心な子供の遊びの場を提供します。</p>

	多様化する公園利用者のニーズを踏まえ、公園施設の適正な維持管理を行います。
事業名	公園施設維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	【公園】【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】 指定管理者制度の中で安全・安心な場を提供し、特色に応じた自主事業の展開や市民ニーズに応じた公園利用を推進します。
事業名	動物園施設整備・維持管理事業（動物園）
事業内容	【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】 入園者が安全・安心に動物を観覧できるように施設の再整備を進めるとともに展示動物の行動に配慮した飼育環境の提供を推進していきます。
他部局 所管事業	
事業名	スポーツ施設運営事業（スポーツ振興課）
事業内容	【公園】 市民一人ひとりがライフスタイルの一部にスポーツを取り入れ、心身共に健やかで、豊かな生活を営むことができるまち「スポーツ文化都市 浜松」の実現のため、利用者が一層利用しやすい施設になるよう効率的な管理運営、効果的な整備を進めます。

② 健康増進、生きがい創出の場づくり(計画書 P36)

【公園】

- 健康増進、生きがい創出を促進するための公園緑地の保全や創出を推進します。
- 障がい者や高齢者を含む全ての人が快適に利用できる公園づくりを推進します。
- 浜松の優れた自然環境や歴史的な資源を活用した公園、観光・地域振興に寄与する公園、地域の特徴的な景観資源を有する公園、生態系に配慮した公園など、特色のある公園の整備、管理、運営を推進します。

【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】

- 本市を代表する公園として位置づけ、本市の個性や地域の特色を踏まえながら、市民ニーズに応じた整備等を推進し、公園の魅力を高めます。

【市街地の事業所、市街地の空き地】

- 民有地を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進します。

【農地】

- 市街地の住民が農作業を楽しんだりできるよう、農地の一部を市民農園として活用を図ります。

【天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、遠州灘海岸、天竜川】

- トレッキングやビーチ・マリンスポーツなど、市民が雄大なみどりとふれあい、楽しめる場や機会を創出します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政G）
事業内容	【市街地の事業所、市街地の空き地】 ○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。 ○（仮称）浜松版カシニワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシニワ制度を創設します。
事業名	浜松城公園長期整備構想推進事業（緑政課 緑政G）
事業内容	【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】 新たな魅力ある都心づくりに資するため、浜松城公園の長期的な利用を視野に入れ、市民が誇ることのできる公園、魅力ある都市の拠点となる整備を目指し、その考え方を示すものとして平成 26 年 2 月に策定された浜松城公園長期整備構想に基づき、旧元城小学校跡地の遺構調査結果を踏まえて遺構の保存、活用、整備の手法を考慮した公園づくりを進めます。
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全G）
事業内容	【天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、遠州灘海岸、天竜川】 ○ふれあいの森守促進事業 市街地に残る樹林地等は、市民協働による管理・運営・整備を推進します。 また、利活用が可能な樹林地等は、利活用方法を検討し、市民に親しまれる森づくりの推進を図ります。
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業（緑政課 保全G）
事業内容	【農地】 市街化区域内の農地を特定市民農園として維持し、市民の土とのふれあいや食育、コミュニティ形成や子供の農体験の場として活用します。
事業名	舘山寺総合公園運営事業（緑政課 花G）
事業内容	【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】 指定管理者による事業で健康増進に関する取組を推進します。 快適に歩ける園路を整備します。
事業名	公園整備事業（公園課）

事業内容	<p>【公園】【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>本市を代表する五大公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松城公園の整備 ・遠州灘海浜公園篠原地区の整備 ・遠州灘海浜公園篠原地区東関連事業の推進 ・遠州灘海浜公園江之島地区の再整備 ・佐鳴湖公園の整備 ・四ツ池公園の再整備 <p>居住誘導区域及び周辺にある公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部やすらぎ公園の整備 ・中瀬南部土地区画整理事業区域内公園の整備 ・美園中央公園の整備 ・佐鳴湖公園の整備 ・高砂公園の整備の整備 ・浜北区中央北地区土地区画整理事業区域内公園の整備 ・高塚駅北第二土地区画整理事業区域内公園の整備
事業名	公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	<p>【公園】</p> <p>多様化する公園利用者のニーズを踏まえ、公園施設の適正な維持管理を行います。</p>
事業名	公園施設維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	<p>【公園】【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>指定管理者制度の中で安全・安心な場を提供し、特色に応じた自主事業の展開や市民ニーズに応じた公園利用を推進します。</p>
事業名	動物園イベント開催事業（動物園）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>自然の地形を生かし、坂道を利用したノルデックウォーキング等の実施等、歩くことでの健康増進を図ります。</p>
他部局 所管事業	
事業名	ビーチ・マリンスポーツ推進事業（スポーツ振興課）
事業内容	<p>【天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、遠州灘海岸、天竜川】</p> <p>平成 30 年度に策定したビーチ・マリンスポーツ事業化計画に基づき、遠州灘海浜公園江之島地区に各種ビーチスポーツの国際・全国レベルの大会が開催可能な施設を整備します。</p>
事業名	市民ふれあい農園支援事業（農業振興課）
事業内容	<p>【農地】</p> <p>遊休農地の有効活用及びレクリエーションなど多様化する余暇活動対策の一環として、市民が農業に親しみ、理解を深めるための憩いの場となる「市民ふれあい農園」を適切かつ円滑に管理及び整備します。</p>
事業名	森林環境教育推進事業（林業振興課）
事業内容	<p>【天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、遠州灘海岸、天竜川】</p> <p>令和元年度、市内外からの森林学習等の要請を受け入れるために「天竜こころの森ネットワーク」を組織し、体験プログラムをまとめた「みんなの天竜の森入門」を作成しました。この運営等を行います。</p>
事業名	浜名湖広域景観形成事業（土地政策課）
事業内容	<p>【天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、遠州灘海岸、天竜川】</p> <p>つながりのある景観の保全・形成のため、浜名湖サイクリングロードを中心とした沿道景観の整備を行います。浜名湖を望むことができる場所において、樹木等が視界を遮り、景観を阻害している場合は、剪定や雑木伐採等による修景を進めます。</p>

③ 良好な居住環境の形成(計画書 P37)

【公園】

- 都市のコンパクト化を見据えた配置の見直しや、市民ニーズに応じた機能の見直しを行い、居住誘導区域を誘致圏とする公園の整備を積極的に推進します。
- 浜松の優れた自然環境や歴史的な資源を活用した公園、観光・地域振興に寄与する公園、地域の特徴的な景観資源を有する公園、生態系に配慮した公園など、特色のある公園の整備、管理、運営を推進します。

【浜松城公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】

- 本市を代表する公園として位置づけ、本市の個性や地域の特徴を踏まえながら、市民ニーズに応じた整備等を推進し、公園の魅力を高めます。

【市街地の事業所、市街地の空き地】

- 民有地を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進します。
- 低未利用土地について、みどりのオープンスペースとしての活用を促進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	都市計画公園見直し計画策定事業（緑政課 緑政G）
事業内容	<p>【公園】</p> <p>○都市計画公園の見直し計画（H26 策定）に基づく都市計画変更手続き及び公園整備見直し計画に基づき、都市計画の変更手続きを進めます。また、整備の必要のある公園については、計画的かつ着実な整備を図るとともに、本市の魅力を高める公園づくりを進めます。</p> <p>○都市のコンパクト化等を見据えた都市計画公園の見直しと必要な手続きの検討</p> <p>都市のコンパクト化を見据えた配置の見直しや、市民ニーズに応じた機能の見直しを行い、居住誘導区域を誘致圏とする公園の整備を積極的に推進します。</p>
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政G）
事業内容	<p>【市街地の事業所、市街地の空き地】</p> <p>○市民緑地制度</p> <p>新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。</p> <p>○（仮称）浜松版カシワ制度</p> <p>緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシワ制度を創設します。</p>
事業名	浜松城公園長期整備構想推進事業（緑政課 緑政G）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>新たな魅力ある都心づくりに資するため、浜松城公園の長期的な利用を視野に入れ、市民が誇ることのできる公園、魅力ある都市の拠点となる整備を目指し、その考え方を示すものとして平成 26 年 2 月に策定された浜松城公園長期整備構想に基づき、旧元城小学校跡地の遺構調査結果を踏まえて遺構の保存、活用、整備の手法を考慮した公園づくりを進めます。</p>
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【公園】【浜松城公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>居住誘導区域及び周辺にある公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部やすらぎ公園の整備 ・中瀬南部土地区画整理事業区域内公園の整備 ・美園中央公園の整備 ・高砂公園の整備の整備 ・浜北区中央北地区土地区画整理事業区域内公園の整備 ・高塚駅北第二土地区画整理事業区域内公園の整備 <p>本市を代表する五大公園を整備します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松城公園の整備 ・遠州灘海浜公園の整備 ・佐鳴湖公園の整備 ・四ツ池公園の再整備
事業名	公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	【公園】 多様化する公園利用者のニーズを踏まえ、公園施設の適正な維持管理を行います。
事業名	公園施設維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	【公園】【浜松城公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】 指定管理者制度の中で安全・安心な場を提供し、特色に応じた自主事業の展開や市民ニーズに応じた公園利用を推進します。

④ 地域の交流、コミュニティ形成の促進(計画書 P37)

【公園】

○子供たちが安全に楽しく遊んだり、学んだりすることができる場、また、親のコミュニティの場、地域が子供たちを育む場となる公園づくりを推進します。

【市街地の事業所、市街地の空き地】

- 民有地を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進します。
- 低未利用土地について、みどりのオープンスペースとしての活用を促進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政G）
事業内容	<p>【市街地の事業所、市街地の空き地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民緑地制度 <p>新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）浜松版カシワ制度 <p>緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシワ制度を創設します。</p>
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【公園】</p> <p>浜松市内の身近な都市公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部やすらぎ公園の整備 ・中瀬南部土地区画整理事業区域内公園の整備 ・美園中央公園の整備 ・船明区画整理事業区域内公園の整備 ・高砂公園の整備の整備 ・浜北区中央北地区土地区画整理事業区域内公園の整備 ・高塚駅北第二土地区画整理事業区域内公園の整備

施策方針(2) 浜松固有のみどりを未来へ伝える

① 浜松の豊かな自然環境の保全<計画書 P38>

【天竜の森林】

- 天竜奥三河国定公園区域の森林は、県と協力して保全します。
- 「浜松市森林・林業ビジョン」に基づき、人工林は林業の場として維持しつつ、経済性を有しない森林や売る林業に進化できない森林は、荒廃森林とならないよう自然の植生遷移や多様な主体により保全します。
- 経済性を有する森林や売る林業に進化できる森林であっても、適正に管理されていない森林は、森林所有者の意向を確認し林業経営者となぎ適正な管理により保全します。
- 都市部の市民が山村に接する機会を増やすために、天竜の森林で余暇を過ごしやすい環境を整えます。

【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】

- 斜面樹林のみどりの連続性を強化するために、みどりが少ない地区では緑化を推進します。
- 斜面樹林や付近の公園緑地、斜面樹林周辺に点在する歴史・文化などの地域資源を一体的に保全します。
- 天竜川河岸段丘沿いに残る斜面樹林を良好な樹林に育成するとともに、市民が活用しやすい体制を構築します。

【浜名湖】

- 浜名湖の湖岸景観を支える樹林地を保全します。

【遠州灘海岸】

- 遠州灘海岸の自然を保全しつつ、海沿いのマツや特色ある風景を活かした利用を推進します。
- 遠州灘海岸沿いの防風林の保全・育成を推進するために、防風林の重要性を市民に啓発します。

【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】

- 本市を代表する公園として位置づけ、本市の個性や地域の特色を踏まえながら、市民ニーズに応じた整備等を推進し、公園の魅力を高めます。

【公園】

- 浜松産の木材の利用を推進します。

花みどり担当 所管事業

事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政G）
事業内容	【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】 ○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。 ○（仮称）浜松版カシニワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシニワ制度を創設します。
事業名	浜松城公園長期整備構想推進事業（緑政課 緑政G）
事業内容	【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】 新たな魅力ある都心づくりに資するため、浜松城公園の長期的な利用を視野に入れ、市民が誇ることのできる公園、魅力ある都市の拠点となる整備を目指し、その考え方を示すものとして平成 26 年 2 月に策定された浜松城公園長期整備構想に基づき、旧元城小学校跡地の遺構調査結果を踏まえて遺構の保存、活用、整備の手法を考慮した公園づくりを進めます。
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全G）
事業内容	【天竜の森林】【浜名湖】【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】 ○自然公園等許認可事業 自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。 【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】【遠州灘海岸】

	<p>○風致地区許認可事業</p> <p>風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。</p>
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全G）
事業内容	<p>【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】【浜名湖】</p> <p>○指定候補地</p> <p>地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。</p> <p>○既存風致地区</p> <p>既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。</p>
事業名	館山寺総合公園運営事業（緑政課 花G）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、館山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>園内展示木の診断実施と老木、枯木等の土壌改良植替え並びに三角花壇の土壌改良と植替えを実施し、樹木の適正な管理をします。</p>
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【遠州灘海岸】</p> <p>遠州灘海浜公園の篠原地区などの未整備区域において、海辺のマツや特色ある風景を活かしながら公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠州灘海浜公園篠原地区の整備 ・遠州灘海浜公園篠原地区東関連事業の推進 ・遠州灘海浜公園江之島地区の再整備
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、館山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】【公園】</p> <p>本市を代表する五大公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松城公園の整備 ・遠州灘海浜公園の整備 ・佐鳴湖公園の整備 ・四ツ池公園の再整備 <p>浜松で産出される木材を使用した公園施設や浜松産の植木を用いた新規公園の整備により、浜松らしい公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備における浜松産木材の使用
事業名	公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	<p>【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】【遠州灘海岸】</p> <p>斜面緑地等のみどりを保全するよう、樹木の適正な管理を行います。</p>
事業名	公園施設維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、館山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>指定管理者制度の中で安全・安心な場を提供し、特色に応じた自主事業の展開や市民ニーズに応じた公園利用を推進します。</p>
事業名	動物園施設UD推進・維持管理事業（動物園）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、館山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】</p> <p>市民ニーズに合わせた施設機器の整備に努めるとともに、施設と動物が調和した環境整備に努めます。</p>

他部局 所管事業	
事業名	ビーチ・マリンスポーツ推進事業（スポーツ振興課）
事業内容	【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】 平成 30 年度に策定したビーチ・マリンスポーツ事業化計画に基づき、遠州灘海浜公園江之島地区に各種ビーチスポーツの国際・全国レベルの大会が開催可能な施設を整備します。
事業名	森林整備・林業振興事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 間伐、除伐、主伐等の森林整備事業を支援します。
事業名	森林・林業施設管理事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 市民が身近にふれあう森林体験・交流施設の維持管理を行います。
事業名	森林経営管理推進事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 適切に管理されていない森林に対して、所有者の意向調査や計画作成等を行い、意欲と能力のある林業経営者に繋げることで林業の成長産業化及び適切な森林整備を図ります。

② 地域の歴史・文化の継承(計画書 P38)

【地域の歴史と一体となったみどり】

- 浜松城、二俣城、鳥羽山城等の城跡や神社仏閣、遺跡、古墳、名所旧跡など、地域の歴史と一体となったみどりとふれあえる場及び機会を創出します。
- 地域に残る鎮守の森や巨樹・古木は、歴史的価値のあるみどりとして保全します。
- 歴史的価値のある施設、城址、景勝地と一体となったみどりを保全し、歴史的なまちづくりへ活用します。
- 地域の景観を構成するみどりを知り、ふれあえる場や機会を創出します。
- 歴史資源と一体となったみどりを適切に保全・育成するために、蜷塚公園、伊場遺跡公園など、歴史公園のあり方や充実について検討を進めます。
- 民俗芸能を古くから育み、それらの舞台となっているみどりの保全と活用を推進します。
- 旧東海道と姫街道の松並木を保全・育成します。
- 三方原台地開拓の歴史を伝える三方原防風林は、市民協働による保全活動を推進します。
- 郷土のみどりの歴史や竹垣など伝統的な技法を次世代に引き継ぐための保存と継承を推進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全G）
事業内容	<p>【地域の歴史と一体となったみどり】</p> <p>○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。</p> <p>○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。</p>
事業名	保存樹・保存樹林助成事業（緑政課 保全G）
事業内容	<p>【地域の歴史と一体となったみどり】</p> <p>市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めます。</p> <p>保存樹・保存樹林は、冊子やホームページ等により周知し、5年毎に内容の見直しをします。</p>
事業名	緑化推進センター運営事業（緑政課 花G）
事業内容	<p>【地域の歴史と一体となったみどり】</p> <p>郷土のみどり（プラタナス・巨木等）の写真紹介や維持管理、竹垣の製作などの講座を開催します。</p>
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【地域の歴史と一体となったみどり】</p> <p>浜松城跡地等の歴史的資源のある公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松城公園の整備 ・鳥羽山公園の再整備 ・城山公園の再整備 <p>三方原防風林を都市における緑地として保全・活用するために、庇陰地を都市緑地として整備・開設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三方原防風林緑地の整備
事業名	愛護会育成事業（公園管理事務所）
事業内容	<p>【地域の歴史と一体となったみどり】</p> <p>愛護会活動に新たに公園の活性化や魅力向上、ストック効果の向上、SDGsに繋がる活動を加え、愛護会の育成・支援を行います。</p>

他部局 所管事業

事業名	史跡等整備活用事業（文化財課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 浜松城跡（市史跡）、二俣城跡及び烏羽山城跡（国史跡）、光明山古墳（国史跡）等の発掘調査や資料整理等を行うことで、史跡の適切な保存・活用を図ります。
事業名	蜷塚遺跡保存活用事業（文化財課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 国指定史跡「蜷塚遺跡」を市中心区域における歴史を活かしたまちづくりの拠点に位置付け、保存活用計画を策定するとともに、市民が親しみ利用できる魅力ある公園として再整備します。
事業名	文化財保護継承事業（文化財課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 適切な維持管理により、貴重な地域資源である文化財を良好な状態で保存するとともに、見学者等の安全確保、利便性の向上を図ります。
事業名	防風林被害対策事業（林業振興課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 遠州灘海岸防災林、県立森林公園周辺、三方原防風林等の松林における、松くい虫被害の拡大を防止するため、伐倒駆除や薬剤散布等を行います。
事業名	歴史的風致維持向上計画策定事業（土地政策課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 市内の各地に歴史的な建造物が残され、地域固有の祭礼行事や文化的な活動が行われており、そうした歴史的建造物と市民の織りなす伝統的活動が一体となって、本市固有の歴史的風致を形成しています。こうした良好な市街地の環境である歴史的風致の維持向上を図るため浜松市歴史的風致維持向上計画を策定します。
事業名	街路樹等育成管理事業（道路保全課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり】 樹木医による診断を基にした松並木の維持管理をし、保存管理計画に合わせて引き続き保存事業を継続します。

③ みどりを介した都市への誇り・愛着の醸成(計画書 P39)

【佐鳴湖】

○佐鳴湖周辺の樹林地は、法的制度を用いて保全します。里山環境や残された自然環境を保全する拠点の管理・運営、整備を推進します。

【市街地近郊の谷戸地形、市街地近郊の樹林地】

○市街地近郊に広がる里山環境の樹林地は、法的制度を用いて保全します。
○市街地の住民が日常的にみどりにふれあえる場として保全します。

【河川】

○河川の水質を保全します。市民や事業者による河川の愛護活動を促進します。
○河川・水路沿いは、生物の生息・生育地を保全します。

【市街地外の農地】

○「浜松市農村環境計画」に基づき保全します。
○耕作しなくなった農地の保全管理と有効活用を図ります。

【市街地の農地】

○市街化区域内の農地について、生産緑地地区の指定により保全します。また、耕作しなくなった農地や空き地について市民農園として活用を図ります。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全G）
事業内容	【佐鳴湖】【市街地近郊の谷戸地形、市街地近郊の樹林地】 ○ふれあいの森守促進事業 市街地に残る樹林地等は、市民協働による管理・運営・整備を推進します。 また、利活用が可能な樹林地等は、利活用方法を検討し、市民に親しまれる森づくりの推進を図ります。
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全G）
事業内容	【佐鳴湖】【市街地近郊の谷戸地形、市街地近郊の樹林地】 ○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。 ○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。
事業名	保存樹・保存樹林助成事業（緑政課 保全G）
事業内容	【市街地近郊の谷戸地形、市街地近郊の樹林地】 市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めます。 保存樹・保存樹林は、冊子やホームページ等により周知し、5年毎に内容の見直しをします。
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業（緑政課 保全G）
事業内容	【市街地の農地】 市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【佐鳴湖】 佐鳴湖公園を、里山環境や残された自然環境を保全する取組を推進するための拠点公園として整備します。 ・佐鳴湖公園の整備

事業名	公園施設維持管理事業（佐鳴湖公園）（公園管理事務所）
事業内容	【佐鳴湖】 残された自然環境を維持・保全するため、自然観察会等の開催と公園内の除草や刈込剪定、樹木間引きを行います。
他部局 所管事業	
事業名	青少年の家管理運営事業（次世代育成課）
事業内容	【市街地近郊の谷戸地形、市街地近郊の樹林地】 創造的な体験や交流活動の場を提供し、もって次代を担う青少年の健全な育成を図ることを基本理念としています。青少年が、集団やグループでの宿泊生活や自然体験、社会体験、スポーツ活動、文化活動等を通して、心豊かな人間性や社会性を育むことを目的とした施設運営をします。
事業名	市民ふれあい農園支援事業（農業振興課）
事業内容	【市街地外の農地】 遊休農地の有効活用及びレクリエーションなど多様化する余暇活動対策の一環として、市民が農業に親しみ、理解を深めるための憩いの場となる「市民ふれあい農園」を適切かつ円滑に管理及び整備します。
事業名	耕作放棄地対策事業（農地利用課）
事業内容	【市街地外の農地】 耕作しなくなった農地の再生を支援し、農地の集積・集約の阻害要因を排除することで農作業の生産性の向上と農地の有効活用を図るとともに、周辺環境への悪影響を防止します。
事業名	河川愛護支援事業（河川課）
事業内容	【河川】 ○普通河川、準用河川、1・2級河川 良好な河川環境を保持するために、河川の愛護・啓蒙活動団体等の活動を支援します。
事業名	河川改良事業（河川課）
事業内容	【河川】 ○九領川、東芳川 親水性、生態系の保全、美しい自然環境の創出に配慮した多自然川づくりを推進します。

施策方針(3) 多様な市民のみどり生活を後押しする

① みどり生活への興味・関心の喚起〈計画書 P40〉

【-】

- 市民、事業者がみどりに対して関心を持つよう、ホームページなどを活用し効果的な情報発信をします。
- イベントの開催や学習プログラムの作成など、みどりについて知るきっかけづくりに取り組みます。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑化推進センター運営事業（緑政課 花G）
事業内容	【-】 魅力ある施設の案内・イベント、緑の相談所など浜松市民及び利用者への情報発信を行います。
他部局 所管事業	
事業名	景観まちづくり学習事業（土地政策課）
事業内容	地域景観やまちづくりについて考えるきっかけとなる学習プログラム「もっとまちたんけん！」を提供します。また、令和2年度から使用されている小学校第4学年社会科の教科書において景観分野が取り上げられることとなったため、これに対応するプログラムについて検討します。

② 相談への対応〈計画書 P40〉

【－】

- みどりの活用に関する困りごとや相談を一元的に受ける窓口を設置します。
- 専門家や活動家で構成するアドバイザー組織を設置します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑の基本計画推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	【－】 市民一人ひとりが、自身の価値観やライフスタイルに合ったみどり生活を愉しめるよう、みどり生活の楽しみ方を市 HP 等のソーシャルメディアを活用して発信するほか、みどり生活を応援する総合窓口を設置し様々な相談を受け付けるとともに、みどり生活のアドバイザー・コーディネーターを外部に配置します。また、活動を行う上で必要な道具を共有して使える仕組みを構築します。

③ みどり生活を愉しむ場の提供<計画書 P40>

【公園】

○公園に関わる規制緩和、行政手続きの簡素化、円滑化など、民間活力が発揮しやすく、市民の発意・創意が提案しやすい環境を整えます。

【市街地の樹林地】

○土地所有者による管理が困難な樹林地について、市民・事業者が管理活用する取組を推進します。

【市街地の事業所、市街地の空き地】

○低未利用土地について、市民・事業者が管理活用する取組を促進します。

【協働センターなどの公共施設、沿道、都心の花】

○花壇など地域住民が、憩い、親しむことができる場の創出を推進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	<p>【市街地の樹林地】【市街地の事業所、市街地の空き地】</p> <p>○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。</p> <p>○（仮称）浜松版カシワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシワ制度を創設します。</p>
事業名	花づくり支援事業（緑政課 花 G）
事業内容	<p>【協働センターなどの公共施設、沿道、都心の花】</p> <p>公共施設や沿道など、幅広い世代の地域住民が気軽に花や緑に親しむ場を創出するため、花いっぱいコミュニティ緑化事業や沿道公共花いっぱい運動を継続して推進します。魅力ある花や育てやすい花、基本的な資材等を交付し、活動に携わる市民団体やボランティアが今後も活動を継続できるよう支援します。また、企業花壇を積極的に誘致し、都心に花や緑があふれる環境を継続して整えます。</p>
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【公園】</p> <p>公園経営に意欲のある市民や NPO 団体などに対し、公園づくりのスキルを身につける実践的な講座を開催し、多様な主体が公園づくりに参画する環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園市民協働支援事業の実施 ・出前講座の開催 <p>公園整備に際しては、地域や市民の意見を聞き、多様な意見を反映するためワークショップを開催します。また、地域住民や市民活動団体、民間事業者など多様な主体と連携した官民連携による公園づくりを行うため、サウンディング調査等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備に伴うワークショップの開催 ・公園づくりに関するサウンディング調査の参加又は実施

④ 多様な市民活動の支援(計画書 P40)

【-】

- 専門家や活動家で構成するアドバイザー組織を設置します。
- 講座などによる学習の機会を提供します。
- 事例紹介やデータ提供などに努めます。
- 活動の輪が広がるよう市民、事業者の活動を情報発信します。
- 活動に必要な資機材を共有して利用できる制度を検討します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑の基本計画推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	【-】 市民一人ひとりが、自身の価値観やライフスタイルに合ったみどり生活を愉しめるよう、みどり生活の楽しみ方を市 HP 等のソーシャルメディアを活用して発信するほか、みどり生活を応援する総合窓口を設置し様々な相談を受け付けるとともに、みどり生活のアドバイザー・コーディネーターを外部に配置します。また、活動を行う上で必要な道具を共有して使える仕組みを構築します。
他部局 所管事業	
事業名	生物多様性保全事業（環境政策課）
事業内容	【-】 市民・事業者が連携して環境保全活動に取り組めるように「浜松市生きものパートナーシップ協定」の締結を推進します。また、協働の取組を市のホームページなどで情報発信します。

⑤ 市民活動の顕彰〈計画書 P40〉

【-】

○優れた取り組みについて顕彰し、活動を促進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑の基本計画推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	【-】 市民一人ひとりが、自身の価値観やライフスタイルに合ったみどり生活を愉しめるよう、みどり生活の楽しみ方を市 HP 等のソーシャルメディアを活用して発信するほか、みどり生活を応援する総合窓口を設置し様々な相談を受け付けるとともに、みどり生活のアドバイザー・コーディネーターを外部に配置します。また、活動を行う上で必要な道具を共有して使える仕組みを構築します。
事業名	普及・啓発事業（緑政課 花 G）
事業内容	【-】 花と緑のコンクールの実施を通じて家庭や地域、職場での花づくりや緑化に取り組む市民を増やします。 地域の花づくりや公園緑地の愛護活動など、花緑に関わる個人・団体・企業等の活動を顕彰することで、活動への積極的な参加を促しリーダーを育てます。 記録集を作成し、優れた事例を紹介します。

基本目標 3 安全・安心な暮らしをみどりで支える！

施策方針(1) 災害発生の恐れのある地域にみどりを適切に配置する

① 大規模火災時の延焼防止(計画書 P41)

【市街地に残る樹林地】

○大規模火災発生時における延焼防止する機能を有する樹林は、法的制度を用いて保全します。

【市街地の農地】

○大規模火災発生時における延焼防止機能を有する市街化区域内の農地について、生産緑地地区の指定により保全します。

【市街地の事業所】

○延焼危険度の高い地域において、延焼防止機能が期待できるオープンスペースを確保します。

花みどり担当 所管事業

事業名	事業所等緑化推進事業(緑政課 緑政 G)
事業内容	<p>【市街地の事業所】</p> <p>○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。</p> <p>○(仮称)浜松版カシニワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として(仮称)浜松版カシニワ制度を創設します。</p>
事業名	地域制緑地指定推進事業(緑政課 保全 G)
事業内容	<p>【市街地に残る樹林地】</p> <p>○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。</p> <p>○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。</p>
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業(緑政課 保全 G)
事業内容	<p>【市街地の農地】</p> <p>市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。</p>

② 都市水害の軽減(計画書 P41)

【天竜の森林】

- 都市水害を軽減する機能を有する森林を保全します。
- 保安林や天竜奥三河国定公園区域の森林は、県と協力して保全します。
- 「浜松市森林・林業ビジョン」に基づき、人工林は林業の場として維持しつつ、経済性を有しない森林や売る林業に進化できない森林は、荒廃森林とならないよう自然の植生遷移や多様な主体により保全します。
- 経済性を有する森林や売る林業に進化できる森林であっても、適正に管理されていない森林は、森林所有者の意向を確認し林業経営者となぎ適正な管理により保全します。

【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、佐鳴湖、市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】

- 都市水害を軽減する機能を有する樹林は、法的制度を用いて保全します。

【河川】

- 浸水被害の軽減に向けて、「浜松市川づくり計画」に基づき、河川の治水機能向上に努めます。

【市街地外の農地】

- 「浜松市農村環境計画」に基づき、都市水害を軽減する機能を有する農地を保全します。
- 耕作しなくなった農地の保全管理と有効活用を図ります。

【市街地の農地】

- 都市水害を軽減する機能を有する市街化区域内の農地について、生産緑地地区の指定により保全します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【天竜の森林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園等許認可事業 自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。 <p>【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、佐鳴湖、市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○風致地区許認可事業 風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、佐鳴湖、市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。 ○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【市街地の農地】</p> <p>市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。</p>
他部局 所管事業	
事業名	市民ふれあい農園支援事業（農業振興課）
事業内容	<p>【市街地外の農地】</p> <p>遊休農地の有効活用及びレクリエーションなど多様化する余暇活動対策の一環として、市民が農業に親しみ、理解を深めるた</p>

	めの憩いの場となる「市民ふれあい農園」を適切かつ円滑に管理及び整備します。
事業名	耕作放棄地対策事業（農地利用課）
事業内容	【市街地外の農地】 耕作しなくなった農地の再生を支援し、農地の集積・集約の阻害要因を排除することで農作業の生産性の向上と農地の有効活用を図るとともに、周辺環境への悪影響を防止します。
事業名	県・市単独治山事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 山地崩壊地の復旧または荒廃の恐れのある林地等の補修工事等を行います。
事業名	河川改良事業（林業振興課）
事業内容	【河川】 ○普通河川、準用河川、2級河川 関連部局が連携し、選択と集中による効果的・戦略的な雨水対策を行なう必要があるため、評価に基づき選定した、重点的に面的な浸水対策を実施する重点対策エリア(12)の事業進捗を早めるとともに、部分的な浸水については一般エリアとして局所的な対策を行ないます。

③ 津波被害の軽減<計画書 P42>

【遠州灘海岸】

- 防潮堤と一体的に整備・管理している遠州灘海岸沿いの防風林を保全・育成するために、防風林の重要性を市民に啓発します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	【遠州灘海岸】 イベント開催時等に関係部署（危機管理課・林業振興課）と連携して啓発チラシを配布します。

④ 土砂災害の防止(計画書 P42)

【天竜の森林】

- 土砂災害を防止する機能を有する森林を保全します。
- 保安林や天竜奥三河国定公園区域の森林は、県と協力して保全します。
- 「浜松市森林・林業ビジョン」に基づき、人工林は林業の場として維持しつつ、経済性を有しない森林や売る林業に進化できない森林は、荒廃森林とならないよう自然の植生遷移や多様な主体により保全します。
- 経済性を有する森林や売る林業に進化できる森林であっても、適正に管理されていない森林は、森林所有者の意向を確認し林業経営者となぎ適正な管理により保全します。

【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、佐鳴湖、市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】

- 土砂災害を防止する機能を有する樹林は、法的制度を用いて保全します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【天竜の森林】【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、佐鳴湖、市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園等許認可事業 <p>自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○風致地区許認可事業 <p>風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。</p>
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林、浜名湖、佐鳴湖、市街地に残る樹林地、市街地近郊の谷戸地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定候補地 <p>地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存風致地区 <p>既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。</p>
他部局 所管事業	
事業名	県・市単独治山事業（林業振興課）
事業内容	<p>【天竜の森林】</p> <p>山地崩壊地の復旧または荒廃の恐れのある林地等の補修工事等を行います。</p>

施策方針(2) 避難路や避難地における防災機能の向上する

① 避難地等の確保<計画書 P43>

【公園】

○災害時における地域防災拠点、広域的避難地、身近な防災拠点などとして機能する浜松城公園、東部やすらぎ公園などの公園の整備を推進します。

【市街地の農地】

○災害時の一時的な避難地としての機能を有する市街化区域内の農地について、生産緑地地区の指定により保全します。

【市街地の事業所、市街地の空き地】

○延焼危険度の高い地域において、一時的な避難地としての機能が期待できるオープンスペースを確保します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	【市街地の事業所、市街地の空き地】 ○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。 ○（仮称）浜松版カシニワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシニワ制度を創設します。
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【市街地の農地】 市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【公園】 災害時における防災拠点や一次避難地となる防災機能を有する公園を整備します。 ・浜松城公園の整備 ・東部やすらぎ公園の整備

基本目標 4 経済の持続可能な発展をみどりが牽引する！

施策方針(1) コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市を形成する

① 無秩序な都市的土地利用の抑制(計画書 P44)

【佐鳴湖、市街地近郊の谷戸地形、市街地に残る樹林地、市街地外の農地、周辺居住地の農地】

○人口減少に対応した都市のコンパクト化の推進、良好な自然環境・農地の保全のため、無秩序な都市的土地利用を抑制する機能を有する市街地近郊の樹林地を法的制度を用いて保全します。

【周辺居住地の農地】

○自然環境と調和したゆとりある居住環境形成を推進します。まとまりある農地の生産緑地地区への指定や、市民農園として活用を図ります。

【周辺居住地の空き地】

○低未利用土地におけるみどりの保全・創出を促進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	<p>【周辺居住地の空き地】</p> <p>○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。</p> <p>○（仮称）浜松版カシニワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシニワ制度を創設します。</p>
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【佐鳴湖、市街地近郊の谷戸地形、市街地に残る樹林地、市街地外の農地、周辺居住地の農地】</p> <p>○風致地区許認可事業 風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。</p>
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【佐鳴湖、市街地近郊の谷戸地形、市街地に残る樹林地、市街地外の農地、周辺居住地の農地】</p> <p>○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。</p> <p>○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。</p>
事業名	市街化区域内農地緑化保全事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【佐鳴湖、市街地近郊の谷戸地形、市街地に残る樹林地、市街地外の農地、周辺居住地の農地】 【周辺居住地の農地】</p> <p>市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。</p>

施策方針(2) 浜松の農業・林業を振興する

① 農業の振興(計画書 P45)

【農業振興地域の農地】

- 「浜松市農業振興ビジョン」に基づき、農業の振興を推進します。
- 良好な農地や農村景観を保全します。

他部局 所管事業	
事業名	もうかる農業推進事業（農業水産課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 ・農業経営塾開催事業により本市の農業をけん引するリーダーの育成・確保を図るとともに、多様な担い手育成事業により、障がい者や高齢者などの多様な担い手の農業参画を推進します。 ・高効率で高収益なスマート農業の普及・拡大を図ります。 ・農商工連携・6次産業化推進事業により、農林漁業の新たな価値の創出や付加価値の向上、販路拡大を図ります。 ・「農泊 食文化海外発信地域（SAVOR JAPAN）」の認定を契機に、浜松・浜名湖地域のうなぎに代表される食文化を基軸として、食と産業観光、音楽・伝統文化を組み合わせ発信することで、国内外からの観光客を誘致し、地域の活性化や農林水産業者の所得向上を図ります。
事業名	生産・経営基盤強化事業（農業振興課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 ・経営意欲と能力のある基幹的な担い手が農業生産及び経営基盤の強化や近代化を図るために投資する際の経費負担を軽減し、農業の振興を図ります。 ・野生鳥獣による被害を最小限に抑制し、農業の振興を図ることを目的とします。
事業名	担い手育成支援事業（農業振興課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 認定農業者及び認定新規就農者の認定を推進し、自立して効率的かつ安定的な農業経営を営めるよう支援します。認定農業者等に対しては、法人化や農業用機械・施設等の導入支援など、もうかる農業の実現に向けた取り組みを推進します。
事業名	経営所得安定対策推進事業（農業振興課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 国が導入する経営所得安定対策制度の円滑な実施のため、国に代わり現場における推進活動や要件確認、農業者からの申請手続支援を行います。
事業名	農産物生産振興事業（農業振興課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 全国有数の農業産出額を誇る「はままつ農業」の生産を維持・発展させると共に販路拡大を図るため、果樹・花き・茶等、多様な農産物の生産振興及びブランド化を推進します。
事業名	農業バイオセンター維持管理事業（農業振興課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 地場特産物の生産振興と多様化する農産品に対応するため、付加価値のある高品質な優良品種の研究開発の拠点となる農業バイオセンターの適切な維持管理を実施します。
事業名	環境保全型農業振興事業（農業振興課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 化学肥料や家畜ふん尿、農薬による環境への影響などが心配される。環境に配慮した農業生産活動や有機質資源のリサイクル化など持続可能な農業を推進します。
事業名	市民に親しまれる農業推進事業（農業振興課）
事業内容	【農業振興地域の農地】

	多様化する余暇対策として、憩いの場の提供及び農業に触れ合う場の提供をします。
事業名	中山間・山間地域振興事業（農業振興課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 中山間地域は、経営耕地が急峻・狭小なため生産条件が不利です。このため、農業の近代化、高付加価値化を進め、農業生産活動を持続できるよう支援します。
事業名	天竜川下流用水協議会等支援事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 農業総合整備事業の円滑な推進と技術向上を目的に、各土地改良事業関係団体に対し負担金を納入します。
事業名	国・県施行事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 市の要望等により国や県が実施する事業に対して、市が負担金を支出し農業の生産性向上と経営基盤の安定を図ります。
事業名	農業農村整備支援事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 各土地改良事業の関係団体を育成支援するため、事業団体の管理運営経費・事業費に対して助成を行います。
事業名	農業農村整備償還助成事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 農道や用排水施設整備等の土地改良事業の実施のため、土地改良区等が株式会社日本政策金融公庫等から借入れた事業資金の償還に対して助成することにより、農業生産基盤の整備促進を図ります。
事業名	かんがい排水整備事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 農地に必要な用水を供給（かんがい）するとともに、不必要な水を速やかに排除（排水）する施設を整備して、農産物の生産性を高め、農地を守ります。
事業名	農道整備事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 農業振興地域内において農道の整備を実施し、農産物輸送の合理化と農業経営の安定を図ります。
事業名	農業農村施設維持管理事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 土地改良事業により整備された施設の適切な整備、補修等により、施設の目的を的確に捉えた維持管理を行います。
事業名	農業基盤整備国庫補助事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 競争力ある「攻めの農業」を実現するため、地域の実情に応じて敏速かつきめ細やかな区画拡大等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備を実施することにより、農地の大区画化、担い手への農地集積を加速させます。
事業名	基幹水利施設維持管理事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 国営・県営造成土地改良施設の適切な維持管理により、農業用水の安定供給を図ります。
事業名	農地・農業用施設災害復旧事業（農地整備課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 暴風、洪水、高潮、地震等の異常な自然現象によって起こる農地、農業用施設の損害を原形に復旧する災害復旧事業を実施して、農業の維持を図り、その経営の安定化を図ります。
事業名	農業振興地域制度管理事業（農地利用課）
事業内容	【農業振興地域の農地】 農業振興地域整備計画に基づいて農業振興地域の農用地を保全し、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の合理的利用に寄与します。

② 林業の振興(計画書 P45)

【天竜の森林】

○「浜松市森林・林業ビジョン」に基づき、林業の振興を推進します。

他部局 所管事業	
事業名	【天竜の森林】 天竜材人材育成・担い手確保事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 林業従事者等の育成・確保を目的に、林業従事者が安心して作業ができる環境の整備や技術力向上及び担い手確保・育成に対する活動への助成を行います。
事業名	林道等整備事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 林業振興や森林の多面的機能の持続的発揮、山村地域の振興などを目的に、林内道路網の整備と維持管理を行います。
事業名	低コスト林業推進助成事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 効率的な林業経営の推進を目的に、森林施業の集約化に不可欠な林内路網（作業道、作業路、索道）整備や素材生産コストの低減に向けた林業機械導入等を支援します。
事業名	木材需要拡大事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 林業・木材産業の成長産業化を目的に天竜材（FSC 認証材）の「地産地消」、「地産外商」を推進します。
事業名	林業成長産業化推進事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 地域の「素材生産」、「製材・加工」、「木材流通」のキープレイヤーが一体となり、素材生産量の拡大や木材の安定供給体制の確立、天竜材製品の生産・販売量の拡大、新規雇用を創出し、林業・木材産業の成長産業化につなげます。
事業名	森林啓発・林業振興強化支援事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 市民の森林・林業に対する理解増進を目的に、啓発事業等を行います。
事業名	森林・林業施設管理事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 森林での余暇活動の促進、都市と山村との交流の促進、林業従事者等の健康増進などを目的に、森林・林業施設の管理・運営を行います。
事業名	森林管理事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 FSC 森林認証を活用し、市民に持続可能な森林経営・管理の大切さを啓発するとともに、市有林の適切な管理・保全を目的に、市有林の間伐等や森林を活用した地域企業等のCSR活動を推進します。
事業名	治山事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 山地崩壊地の復旧または荒廃の恐れのある林地等の補修工事等を行います
事業名	森林経営管理推進事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 適切に管理されていない森林に対して、所有者の意向調査や計画作成等を行い、意欲と能力のある林業経営者に繋げることで林業の成長産業化及び適切な森林整備を図ります。

事業名	森林保護事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 森林を様々な病虫や鳥獣の被害から守ることを目的に、必要な対策事業を行います。
事業名	森林環境基金積立金（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 森林、河川等の自然環境を守り育て、森林の公益的機能を維持増進し、併せて林業の振興を図るため、平成 18 年 4 月に創設した「浜松市森林環境基金」への積立を適正に行います。
事業名	林業施設災害復旧事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 暴風雨、洪水、地震等の異常な自然現象によって損害を受けた林業用施設（林道及び付帯施設）を復旧します。

施策方針(3) みどりを活かして観光交流を促進する

① みどりを活かしたテーマ観光の創出(計画書 P46)

【天竜の森林】

○「浜松市観光ビジョン」に基づき、自然、歴史、文化資源など地域資源の磨き上げや滞在型商品の醸成を行い、地域の魅力を活かしたテーマ観光の推進を図ります。

【浜名湖】

○「浜松市観光ビジョン」に基づき、浜名湖を核とした『海の湖』ブランドを推進します。

○「浜名湖花フェスタ」や国のガーデンツーリズムに登録された「アメイジング・ガーデン浜名湖」など、浜名湖周辺の花を活かした観光振興を推進します。

○観光レクリエーションに関連する地域資源のネットワークを形成します。

○湖面と山のみどりから成る浜名湖と湖岸景観及び眺望景観を保全します。

【地域の歴史と一体となったみどり(浜松城跡、二俣城跡、鳥羽山城跡)】

○浜松城跡など歴史的な資源を活用した特色ある公園の整備を推進します。

【舘山寺総合公園】

○舘山寺総合公園は、フラワーパークと動物園からなる特色ある公園としての整備を推進します。

【遠州灘海浜公園】

○遠州灘海浜公園は、中田島砂丘など自然的な資源を活用した特色ある公園として保全します。

【市街地、市街地近郊】

○オープンガーデンをガーデンツーリズムなど他の取組と連動させ、花と緑のネットワークを形成しながら観光振興の充実を図ります。

花みどり担当 所管事業	
事業名	普及・啓発事業(緑政課 花G)
事業内容	【市街地、市街地近郊】 浜松オープンガーデンの会との協働により周知啓発をし、市民の参加を促します。
事業名	舘山寺総合公園運営事業(緑政課 花G)
事業内容	【浜名湖】【舘山寺総合公園】 「浜名湖花フェスタ」や国のガーデンツーリズムに登録された「アメイジング・ガーデン浜名湖」など、浜名湖周辺の花を活かした観光振興を推進します。 観光レクリエーションに関連する地域資源のネットワークを形成します。 舘山寺総合公園は、フラワーパークと動物園からなる特色ある公園としての整備を推進します。
事業名	花づくり支援事業(緑政課 花G)
事業内容	【浜名湖】 浜名湖周辺を観光で訪れる人を花や緑でおもてなしするため、花いっぱいコミュニティ緑化事業や沿道公共花いっぱい運動を継続して推進します。魅力ある花や育てやすい花、基本的な資材等を交付し、活動に携わる市民団体やボランティアが今後も活動を継続できるよう支援します。
事業名	公園整備事業(公園課)
事業内容	【浜名湖】【地域の歴史と一体となったみどり(浜松城跡、二俣城跡、鳥羽山城跡)】【遠州灘海浜公園】 観光拠点となる公園を整備します。 ・浜松城公園の整備 ・遠州灘海浜公園の整備 ・鳥羽山公園の再整備 ・城山公園の再整備

	・弁天島公園の整備
事業名	公園施設維持管理事業（遠州灘海浜公園）（公園管理事務所）
事業内容	【遠州灘海浜公園】 指定管理者制度の中で、自然的な資源を活用した特色のある公園として維持管理を実施します。
事業名	動物園イベント開催事業（動物園）
事業内容	【舘山寺総合公園】 フラワーパークとの連携イベント、合同イベント等の実施で舘山寺総合公園の充実を図ります。
他部局 所管事業	
事業名	ビーチ・マリンスポーツ推進事業（スポーツ振興課）
事業内容	【浜名湖】【遠州灘海浜公園】 平成 30 年度に策定したビーチ・マリンスポーツ事業化計画に基づき、遠州灘海浜公園江之島地区に各種ビーチスポーツの国際・全国レベルの大会が開催可能な施設を整備します。
事業名	浜名湖観光圏整備推進支援事業（観光・シティプロモーション課）
事業内容	【天竜の森林】【浜名湖】【地域の歴史と一体となったみどり（浜松城跡、二俣城跡、鳥羽山城跡）】【舘山寺総合公園】 国土交通省の認定を受けた「浜名湖観光圏整備実施計画」に基づき、観光地域としての「海の湖」ブランドの確立を図るため、地域の魅力発信と観光誘客の施策を行います。その一環として、同省のガーデンツーリズム登録制度に登録された「アメイジングガーデン・浜名湖」の構成庭園であるはままつフラワーパークや浜名湖ガーデンパークなど、エリア内の花の公園や庭園と地域の食やアクティビティを組み合わせたガーデンツーリズムの推進を図ります。
事業名	森林整備・林業振興事業（林業振興課）
事業内容	【天竜の森林】 間伐、除伐、主伐等の森林整備事業を支援します。
事業名	浜名湖広域景観形成事業（土地政策課）
事業内容	【浜名湖】 ひろがりのある景観である、湖岸景観及び眺望景観の保全・形成のあり方について検討します。湖岸景観の形成については「浜名湖と一体的に見える沿岸部のまちなみ」や「自然景観」に調和していない建築物等を景観誘導していくための基準を検討します。また、美しい浜名湖を眺めることができる主要な視点場として、眺望点の設定を検討し、眺望景観の保全を図ります。
事業名	歴史的風致維持向上計画策定事業（土地政策課）
事業内容	【浜名湖】【地域の歴史と一体となったみどり（浜松城跡、二俣城跡、鳥羽山城跡）】 市内の各地に歴史的な建造物が残され、地域固有の祭礼行事や文化的な活動が行われており、そうした歴史的建造物と市民の織りなす伝統的活動が一体となって、本市固有の歴史的風致を形成しています。こうした良好な市街地の環境である歴史的風致の維持向上を図るため浜松市歴史的風致維持向上計画を策定します。

② 背景となるみどりの保全〈計画書 P46〉

【浜名湖】

○美しい景勝地としての浜名湖周辺の価値を守るために、浜名湖県立自然公園内の浜名湖岸の樹林を県と協力して保全します。

【遠州灘海岸】

○美しい景勝地としての遠州灘海岸の価値を守るために、防風林の重要性を市民に啓発します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【浜名湖】 ○自然公園等許認可事業 自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行います。
事業名	公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	【遠州灘海岸】 イベント開催時等に関係部署（危機管理課・林業振興課）と連携して啓発チラシを配布します。

③ 車窓や沿道から見える自然景観の保全〈計画書 P46〉

【車窓や沿道から見えるみどり】

○地域の特徴を踏まえた沿道修景を推進します。

他部局 所管事業	
事業名	街路樹管理事業（道路保全課）
事業内容	【車窓や沿道から見えるみどり】 多様な地域景観を結ぶ要素として各地域の景観との調和を図り、適切な維持管理を行うことで良好な育成や美観の向上に努めます。不健全な街路樹や維持管理の質を高めるためにも街路樹の再整備を実施することで良好な沿道の景色を保ちます。

施策方針(4) みどりによって都心に賑わいを生み出す

① みどりの賑わい拠点の整備<計画書 P48>

【都心の公園】

○浜松城公園、新川緑地など都心の公園は、多くの人交流できる公園として整備及び積極的な活用を推進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【都心の公園】 都心部にある公園を整備します。 ・浜松城公園の整備
事業名	公園施設維持管理事業（浜松城公園）（公園管理事務所）
事業内容	【都心の公園】 指定管理者制度の中で、安全・安心な場を提供し、特色に応じた自主事業の展開や市民ニーズに応じた公園利用を推進します。

② **みどりのシンボル軸の創出**〈計画書 P48〉

【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、馬込川公園】

○都心の広幅員道路を活かし、風格のあるみどりのシンボル軸を創出するため、浜松駅と浜松八幡宮、馬込川公園と浜松城を結ぶ道路を緑量の多い並木道として維持管理します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	花壇等拠点整備事業（緑政課 花 G）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、馬込川公園】 「花と緑のまち・浜松」を推進するため、拠点となる花壇等を、市の玄関口である JR 浜松駅周辺及び市役所本庁舎で整備しています。四季を感じさせる花飾りを実施し、緑豊かな都市環境を演出することで、心地よい歩行者空間を創出します。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、馬込川公園】 都心部にある公園を整備します。 ・浜松城公園の整備
他部局 所管事業	
事業名	地区計画事業（土地政策課）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、馬込川公園】 地区のシンボル道路であるアクト通りと調和するよう定められた、東第一地区の基準に基づき、審査及び指導をします。また、運用状況をふまえた制限内容の見直しを検討していきます。
事業名	街路樹管理事業（道路保全課）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、馬込川公園】 街路樹の健全な育成を促す管理を行います。特にアクト通りや浜松城公園と馬込川公園を結ぶ通りは、緑量の多い空間として適切に維持管理を行います。

③ 魅力ある歩行者空間の創出〈計画書 P48〉

【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、野口公園、馬込川公園】

○みどりによるおもてなしにより、市民をはじめ市外からの出張者や観光客などの多くの人々が心地よく回遊できる歩行者空間を創出します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	花づくり支援事業（緑政課 花 G）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、野口公園、馬込川公園】 都心の道路空間を花や緑で彩り、市民や市外からの来訪者など多くの人々が心地よく回遊できる歩行者空間を創出するため、沿道花いっぱい運動を継続して推進していきます。魅力ある花や育てやすい花、基本的な資材等を交付し、活動に携わる市民団体やボランティアが今後も活動を継続できるよう支援していきます。
事業名	花壇等拠点整備事業（緑政課 花 G）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、野口公園、馬込川公園】 「花と緑のまち・浜松」を推進するため、拠点となる花壇等を、市の玄関口である JR 浜松駅周辺及び市役所本庁舎で整備しています。四季を感じさせる花飾りを実施し、緑豊かな都市環境を演出することで、心地よい歩行者空間を創出します。
他部局 所管事業	
事業名	地区計画事業（土地政策事業）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、野口公園、馬込川公園】 地区の歩行軸となるシンボル道路と調和するよう定められた、東第一地区または東第二地区の基準に基づき、審査及び指導をします。また、運用状況をふまえた制限内容の見直しを検討します。 高竜地区については、浜松駅南口の新しい顔として、歩行者空間の演出を考え定められた、地区の基準に基づき、審査及び指導をしていきます。
事業名	景観形成事業（土地政策課）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、野口公園、馬込川公園】 都心の商業地において、建築物等の新築等の届出を受けた際には、店先空間に植栽等を設置することにより沿道景観に配慮するよう指導します。

④ **良好な居住環境の確保**（計画書 P48）

【都心の公園、馬込川公園】

○都心における良好な居住環境を形成するため、高砂公園など身近なレクリエーション空間である住区基幹公園の配置・整備を推進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【都心の公園、馬込川公園】 都心の住区基幹公園を整備します。 ・高砂公園の整備

⑤ 商店会や事業者との協働〈計画書 P48〉

【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、野口公園】

○みどりによる魅力づくりや集客イベントを商店会や事業者との協働で実施します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	普及・啓発事業（緑政課 花 G）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、野口公園】 みどりによる魅力づくりや集客イベントを商店会や事業者との協働で実施します。
事業名	花づくり支援事業（緑政課 花 G）
事業内容	【都心の事業所、都心の道路空間、都心の花、浜松城公園、東ふれあい公園、野口公園】 多くの人が行き来する都心において、花や緑による賑わい作りの一環として、鍛冶町通りの花飾りボランティアを開催します。個人やグループに加え鍛冶町周辺の企業にも広く参加を呼びかけます。また、花のボランティアグループや園芸店には、植栽指導を協力してもらい、市民協働で「花と緑のまち・浜松」を推進し、魅力ある都心空間の創出を目指します。

施策方針(5) みどりによって都市ブランド力、愛着心を向上する

① 自然の豊かさを実感できるみどりの保全(計画書 P49)

【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】

- 天竜川河岸段丘沿いの斜面樹林と、崖下の地下水が三方原砂礫層から染み出てくる湧水や江戸時代につくられた溜め池周辺の湿地には、静岡県西部地域に特有の希少な絶滅危惧種が残っています。これらの生息・生育地を市民緑地制度などにより保全し、市民が自然観察などで利用できる緑地として活用します。
- 斜面樹林、公園緑地、点在する歴史的遺産などの地域資源を結ぶ『遠州山辺の道』の取組と協調して、保全と活用を進めます。

【佐鳴湖】

- 佐鳴湖の本流である新川の流域と佐鳴湖周辺は、都心近郊において希少な里山環境が残されています。自然の湿地や斜面樹林が存在し、様々な動植物が生息・生育する環境として、保全します。
- 佐鳴湖周辺は里山モデル地区として、また、富塚椎ノ木谷地区は特別緑地保全地区として、良好な自然環境を保全する取組が進められており、引き続き、市民活動により保全を推進します。
- 市民のやすらぎと憩いの場、環境学習の場となる取組や公園を整備します。

【浜名湖】

- 湖面と山のみどりから成る浜名湖と湖岸景観及び眺望景観を保全します。

【市街地近郊の谷戸地形】

- 斜面樹林と農地が谷戸地形として一体的に残り、湧水地や希少な動植物が残存する場所においては、田園景観の保全や農とのふれあい空間として再生する取組を推進します。
- 一般的な利用に適した樹林地は、市民緑地制度により広く市民に公開し、活用します。
- 良好な地形でまとまった面積の樹林や耕作放棄地では、農業体験や樹林管理などができる農とのふれあい空間として活用を進めます。

花みどり担当 所管事業

事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	<p>【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民緑地制度 新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。 ○（仮称）浜松版カシニワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシニワ制度を創設します。
事業名	緑地保全事業単独事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【佐鳴湖】【市街地近郊の谷戸地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいの森守促進事業 市街地に残る樹林地等は、市民協働による管理・運営・整備を推進します。 また、利活用が可能な樹林地等は、利活用方法を検討し、市民に親しまれる森づくりの推進を図ります。
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林】【佐鳴湖】【市街地近郊の谷戸地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定候補地 地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。 ○既存風致地区 既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施

	設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【佐鳴湖】 佐鳴湖公園を、里山環境や残された自然環境を保全する取組を推進するための拠点公園として整備します。 ・佐鳴湖公園の整備
他部局 所管事業	
事業名	市民ふれあい農園支援事業（農業振興課）
事業内容	【市街地近郊の谷戸地形】 遊休農地の有効活用及びレクリエーションなど多様化する余暇活動対策の一環として、市民が農業に親しみ、理解を深めるための憩いの場となる「市民ふれあい農園」を適切かつ円滑に管理及び整備します。
事業名	浜名湖広域景観形成事業（土地政策課）
事業内容	【浜名湖】 ひろがりのある景観である、湖岸景観及び眺望景観の保全・形成のあり方について検討します。湖岸景観の形成については「浜名湖と一体的に見える沿岸部のまちなみ」や「自然景観」に調和していない建築物等を景観誘導していくための基準を検討します。また、美しい浜名湖を眺めることができる主要な視点場として、眺望点の設定を検討し、眺望景観の保全を図ります。

② 地域の歴史・文化を感じられるみどりの保全(計画書 P49)

【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】

- 歴史資源と一体となったみどりを適切に保全・育成するために、蜷塚公園、伊場遺跡公園など、歴史公園のあり方や充実について検討を進めます。
- 地域に残る鎮守の森や巨樹・古木は、歴史的価値のあるみどりとして保全します。
- 浜松城公園や万斛庄屋公園等歴史的価値のある施設、城址、景勝地と一体となったみどりを保全し、歴史的なまちづくりへ活用します。
- 民俗芸能を古くから育み、それらの舞台となっているみどりの保全と活用を推進します。
- 旧東海道と姫街道の松並木を保全・育成します。
- 三方原防風林には希少な絶滅危惧種が残っています。市民緑地制度などにより、市民が自然観察などで利用できる緑地として活用します。
- 三方原防風林を保全するために、市民協働による保全活動を推進します。また、三方原防風林の重要性を市民に啓発するために、それらの活動に取り組む市民団体を支援します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	都市計画公園見直し計画策定事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	<p>【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】</p> <p>○都市計画公園の見直し計画（H26 策定）に基づく都市計画変更手続き及び公園整備見直し計画に基づき、都市計画の変更手続きを進めます。また、整備の必要のある公園については、計画的かつ着実な整備を図るとともに、本市の魅力を高める公園づくりを進めます。</p> <p>○都市のコンパクト化等を見据えた都市計画公園の見直しと必要な手続きの検討</p> <p>都市のコンパクト化を見据えた配置の見直しや、市民ニーズに応じた機能の見直しを行い、居住誘導区域を誘致圏とする公園の整備を積極的に推進します。</p>
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	<p>【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】</p> <p>○市民緑地制度</p> <p>新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討します。</p> <p>○（仮称）浜松版カシワ制度</p> <p>緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシワ制度を創設します。</p>
事業名	地域制緑地指定推進事業（緑政課 保全 G）
事業内容	<p>【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】</p> <p>○指定候補地</p> <p>地域制緑地指定及び見直し計画に基づき、地域制緑地の指定を行います。指定を進めていく際には、社会情勢や動向を踏まえ、必要に応じて各種調査を実施し、優先順位及び指定時期を検討します。</p> <p>○既存風致地区</p> <p>既存の風致地区については、指定時から地形地物の変化が見受けられる箇所や他の地域地区や都市計画施設との境界線と一致させる必要性が生じている箇所について、区域の変更を行います。また、審査基準については、地区ごとの特性に応じた基準となるよう見直しを行います。</p>

事業名	保存樹・保存樹林助成事業（緑政課 保全 G）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】 市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めます。 保存樹・保存樹林は、冊子やホームページ等により周知し、5年毎に内容の見直しをします。
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】 浜松城跡地等の歴史的資源のある公園を整備します。 ・浜松城公園の整備 ・烏羽山公園の再整備 ・城山公園の再整備 ・万斛庄屋公園の整備 三方原防風林を都市における緑地として保全・活用するために、庇陰地を都市緑地として整備・開設します。 ・三方原防風林緑地の整備
他部局 所管事業	
事業名	史跡等整備活用事業（文化財課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】 浜松城跡（市史跡）、二俣城跡及び烏羽山城跡（国史跡）、光明山古墳（国史跡）等の発掘調査や資料整理等を行うことで、史跡の適切な保存・活用を図ります。
事業名	蜷塚遺跡保存活用事業（文化財課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】 国指定史跡「蜷塚遺跡」を市中心区域における歴史を活かしたまちづくりの拠点に位置付け、保存活用計画を策定するとともに、市民が親しみ利用できる魅力ある公園として再整備します。
事業名	文化財保護継承事業（文化財課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】 適切な維持管理により、貴重な地域資源である文化財を良好な状態で保存するとともに、見学者等の安全確保、利便性の向上を図ります。
事業名	防風林被害対策事業（林業振興課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】 遠州灘海岸防災林、県立森林公園周辺、三方原防風林等の松林における、松くい虫被害の拡大を防止するため、伐倒駆除や薬剤散布等を行います。
事業名	歴史的風致維持向上計画策定事業（土地政策課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】 市内の各地に歴史的な建造物が残され、地域固有の祭礼行事や文化的な活動が行われており、そうした歴史的建造物と市民の織りなす伝統的活動が一体となって、本市固有の歴史的風致を形成しています。こうした良好な市街地の環境である歴史的風致の維持向上を図るため浜松市歴史的風致維持向上計画を策定します。

事業名	街路樹管理事業（道路保全課）
事業内容	【地域の歴史と一体となったみどり（山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧街道松並木、三方原防風林など）】 樹木医による診断を基にした松並木の維持管理をし、保存管理計画に合わせて引き続き保存事業を継続します。

③ 良好な居住環境の確保(計画書 P50)

【副都心、地域拠点、主要生活拠点の事業所】

○緑化の余地が少ない副都心、地域拠点、主要生活拠点の事業所におけるみどりの量を増やすため、立体的な緑化を推進します。

【歩いて暮らせる居住地の道路空間、副都心、地域拠点、主要生活拠点の道路空間】

○道路空間や民有空間の緑化により、良好なまち並み形成を図ります。

花みどり担当 所管事業	
事業名	花づくり支援事業(緑政課 花G)
事業内容	【歩いて暮らせる居住地の道路空間、副都心、地域拠点、主要生活拠点の道路空間】 市内の道路空間を花や緑で彩り、良好な居住空間を形成するため、沿道花いっぱい運動を継続して推進していきます。魅力ある花や育てやすい花、基本的な資材等を交付し、活動に携わる市民団体やボランティアが今後も活動を継続できるよう支援していきます。
事業名	花壇等拠点整備事業(緑政課 花G)
事業内容	【副都心、地域拠点、主要生活拠点の事業所】 「花と緑のまち・浜松」を推進するため、拠点となる花壇等を、市の玄関口であるJR浜松駅周辺や市役所本庁舎で整備しています。壁面のへ花飾りやガーシー等を設置することで、立体的な花飾り手法を演出し、緑化の推進を図ります。
事業名	モザイクカルチャー推進事業(緑政課 花G)
事業内容	【副都心、地域拠点、主要生活拠点の事業所】 本市の玄関口であるJR浜松駅にシンボルとなる立体作品を装飾展示し、日本のモザイクカルチャー発祥の地としてPRします。
他部局 所管事業	
事業名	地区計画事業(土地政策課)
事業内容	【歩いて暮らせる居住地の道路空間、副都心、地域拠点、主要生活拠点の道路空間】 周辺の自然環境と調和し、かつ共生する、質の高いまち並み形成のため定められた、堀出前地区の基準に基づき、審査及び指導をします。また、運用状況をふまえた制限内容の見直しを検討します。 浜北中央北地区や高塚駅北地区については、土地区画整理事業と連携して、地区の特性に応じたまちづくりを検討します。
事業名	街路樹管理事業(道路保全課)
事業内容	【歩いて暮らせる居住地の道路空間、副都心、地域拠点、主要生活拠点の道路空間】 副都心、地域及び産業交流点では心地よい歩道空間や街路樹の再整備をします。再整備後は維持管理の質を高め、良好な環境を保持します。

④ 都市部と山村部の交流促進(計画書 P50)

【天竜の森林】

○天竜地域に点在する観光施設や多様なみどりを活用し、遊びや体験プログラムを提供し、都市部と山村部の交流を促進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑の基本計画推進事業(緑政課 緑政 G)
事業内容	【-】 市民一人ひとりが、自身の価値観やライフスタイルに合ったみどり生活を愉しめるよう、みどり生活の愉しみ方を市 HP 等のソーシャルメディアを活用して発信するほか、みどり生活を応援する総合窓口を設置し様々な相談を受け付けるとともに、みどり生活のアドバイザー・コーディネーターを外部に配置します。また、活動を行う上で必要な道具を共有して使える仕組みを構築します。
他部局 所管事業	
事業名	中山間地域交流デラックス事業(市民協働・地域政策課)
事業内容	【天竜の森林】 都市部と中山間地域の住民の交流機会を創出するため、都市部の個人や家族、団体等を対象に、中山間地域の自然や伝統・食文化など魅力ある体験ツアーやワークショップを開催します。
事業名	浜松市子ども中山間地域交流事業(市民協働・地域政策課)
事業内容	【天竜の森林】 都市部の子どもと中山間地域の住民等の交流機会を創出するため、都市部の小学生等が中山間地域を訪問し住民や生活・文化に触れる交流体験活動を実施します。
事業名	ザ・山フェス開催事業(市民協働・地域政策課)
事業内容	【天竜の森林】 都市部等において中山間地域を P R するため、都市部と中山間地域住民のコラボレーションによる山の魅力体感イベント「ザ・山フェス」を開催します。
事業名	中山間地域ラジオ発信事業(市民協働・地域政策課)
事業内容	【天竜の森林】 都市部等において中山間地域を P R するため、中山間地域の自然や暮らしに関する情報やイベント・観光情報等を盛り込んだラジオ番組を放送します。
事業名	中山間地域山盛りアドベンチャー事業(市民協働・地域政策課)
事業内容	【天竜の森林】 都市部住民の中山間地域への訪問を促すため、中山間地域を巡る謎解きラリー等を開催します。
事業名	森林環境教育推進事業(林業振興課)
事業内容	【天竜の森林】 令和元年度、市内外からの森林学習等の要請を受け入れるために「天竜こころの森ネットワーク」を組織し、体験プログラムをまとめた「みんなの天竜の森入門」を作成しました。この運営等を行います。

⑤ 山村部への移住・定住促進(計画書 P50)

【天竜の森林】

○地域活性化のために、山村部への移住・定住を促進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	緑の基本計画推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	【-】 市民一人ひとりが、自身の価値観やライフスタイルに合ったみどり生活を愉しめるよう、みどり生活の楽しみ方を市 HP 等のソーシャルメディアを活用して発信するほか、みどり生活を応援する総合窓口を設置し様々な相談を受け付けるとともに、みどり生活のアドバイザー・コーディネーターを外部に配置します。また、活動を行う上で必要な道具を共有して使える仕組みを構築します。
他部局 所管事業	
事業名	Welc o m e 集落事業（市民協働・地域政策課）
事業内容	移住者の受け入れを希望する中山間地域の自治会等を市が Welcome 集落として認定します。認定された集落において地域案内や空き家の紹介等を通じて、移住希望者を積極的にサポートします。
事業名	中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸付事業（市民協働・地域政策課）
事業内容	移住・定住を促進するため、中山間地域に移住してコミュニティビジネスを起業しようとする者に対して起業資金を貸与します。

⑥ 地域の顔となるオープンスペースづくり(計画書 P50)

【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】

○本市を代表する公園として位置づけ、本市独自の歴史や文化などまちの魅力を実感し、美しいまち並みを印象付ける花と緑の空間として、さらにはスポーツ・レクリエーションの場として、公園空間や施設、周辺の自然環境など、公園資源を有効に活用し、公園の魅力を高めます。

○遠州灘海浜公園（江之島地区）等は、ビーチ・マリンスポーツの聖地として整備を進めます。

【公園】

○浜松の優れた自然環境や歴史的な資源を活用した公園、観光・地域振興に寄与する公園、地域の特徴的な景観資源を有する公園、生態系に配慮した公園など、特色のある公園の整備、管理、運営を推進します。

【市街地の空き地】

○空き地など、みどりのオープンスペースを活用した地域の魅力づくりを促進します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	事業所等緑化推進事業（緑政課 緑政 G）
事業内容	<p>【市街地の空き地】</p> <p>○市民緑地制度 緑化重点地区内で新たに緑地を創出する制度として、市民緑地制度の活用を検討します。</p> <p>○（仮称）浜松版カシニワ制度 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシニワ制度を創設します。</p>
事業名	公園整備事業（公園課）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】【公園】</p> <p>本市を代表する五大公園を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松城公園の整備 ・遠州灘海浜公園の整備 ・佐鳴湖公園の整備 ・四ツ池公園の再整備
事業名	公園施設維持管理事業（公園管理事務所）
事業内容	<p>【浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園】【公園】</p> <p>指定管理者制度の中で安全・安心な場を提供し、さまざまな公園資源を有効に活用して、魅力向上を図ります。</p>

⑦ 「花と緑のまち・浜松」の推進(計画書 P50)

【市街地の花、公共施設の花、副都心・地域拠点・主要生活拠点の花】

○北遠地域、奥浜名湖地域の豊かな自然資源や歴史・文化資源を活用したガーデンツーリズムと連携します。

【-】

○市内外からの誘客を拡大するために、本市のみどりの取組を発信します。

花みどり担当 所管事業	
事業名	普及・啓発事業（緑政課 花 G）
事業内容	【-】 花と緑のコンクールや花と緑の祭を開催し、市民が花や緑を愉しむ機会を設けます。
事業名	花づくり支援事業（緑政課 花 G）
事業内容	【-】 花いっぱいコミュニティ緑化事業や沿道公共花いっぱい運動を継続して推進し、市内を花や緑で彩り、観光客など浜松を訪れた人々をおもてなしするとともに、市民にとって良好な居住環境を形成します。魅力ある花や育てやすい花、基本的な資材等を交付し、活動に携わる市民団体やボランティアが今後も意欲的に活動を継続できるよう支援します。
事業名	花壇等拠点整備事業（緑政課 花 G）
事業内容	【-】 「花と緑のまち・浜松」を推進するため、拠点となる花壇等を、市の玄関口である JR 浜松駅周辺及び市役所本庁舎で整備しています。四季を感じさせる花飾りを実施し、緑豊かな都市環境を演出するとともに、市民へ花と緑のまちづくりを推進する意識向上を目指します。
事業名	モザイクカルチャー推進事業（緑政課 花 G）
事業内容	【-】 本市の玄関口である JR 浜松駅にシンボルとなる立体作品を装飾展示し、日本のモザイクカルチャー発祥の地として PR します。
他部局 所管事業	
事業名	浜名湖観光圏整備推進支援事業（観光・シティプロモーション課）
事業内容	【市街地の花、公共施設の花、副都心・地域拠点・主要生活拠点の花】 浜名湖周辺は、日照時間が長く温暖な気候のため、年間を通じて花卉栽培が盛んで、花の名所や日本庭園も数多く点在しており、「浜名湖花フェスタ」といった複数の名所が連携したイベントを実施してきました。 今後は、国土交通省のガーデンツーリズム登録制度に登録された「アメイジングガーデン・浜名湖」の構成庭園であるはまつフラワーパークや浜名湖ガーデンパークなど、エリア内の花の公園や庭園と地域の食やアクティビティを組み合わせたガーデンツーリズムの推進を図ります。

浜松市緑の基本計画 推進プログラム

令和3年4月
浜松市都市整備部 緑政課



滨松市